

(仮称)八の沢風力発電事業に係る  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

平成 27 年 1 月

株式会社 斐太工務店



# 目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 開催日時	3
(2) 開催場所	3
(3) 来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された 環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	4



## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した旨及びその他の事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

#### (1)公告の日

平成26年10月6日(月)

#### (2)公告の方法

##### ① 日刊新聞による公告

平成26年10月6日(月)付で、下記の日刊紙に「お知らせ」広告を掲載した。

- ・北海道新聞(朝刊33面:第1社会面) [別紙1参照]

##### ② 広報誌によるお知らせ

下記の石狩市及び当別町の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報いしかり 平成26年10月号(19ページ) [別紙2参照]
- ・広報とうべつ 平成26年10月号(15ページ) [別紙2参照]

##### ③ インターネットによるお知らせ

平成26年10月6日(木)から、下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・事業者ホームページに掲載 [別紙3参照]
- ・北海道庁ホームページに掲載 [別紙4参照]
- ・石狩市ホームページに掲載 [別紙5参照]
- ・当別町ホームページに掲載 [別紙6参照]

#### (3)縦覧場所

下記の関係自治体庁舎において縦覧を行った。また、事業者のホームページにおいて、インターネットの利用により公表した。

##### ① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・北海道環境生活部環境局環境推進課(北海道庁本庁12階)
- ・石狩市環境市民部環境保全課(石狩市役所本庁舎3階)
- ・当別町住民環境部環境生活課(当別町役場本庁舎1階)

##### ② インターネットの利用による公表

- ・事業者ホームページにおける方法書及び要約書の公表 [別紙3参照]
- ※北海道、石狩市及び当別町のホームページに上記事業者ホームページへのリンクを掲載することにより、方法書及び要約書の参照を可能とした。

#### (4) 縦覧期間

平成26年10月6日(月)～平成26年11月6日(木)まで(土・日・祝日を除く)

午前9時～午後5時まで

※なお、インターネットの利用による公表は、上記の期間中、常時アクセス可能な状態とした。

#### (5) 縦覧者数

縦覧者数(総数) 10名 (縦覧者名簿記載者数)

(内訳)

・北海道庁 1名

・石狩市役所 9名

・当別町役場 なし

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は622回であった。

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告(お知らせ)と同時に行った。

### (1)開催日時

平成26年10月25日(土)18時30分～20時40分(石狩市八幡コミュニティセンター)

平成26年10月26日(日)18時30分～19時45分(当別町西当別コミュニティセンター)

### (2)開催場所

石狩市八幡コミュニティセンターアリーナ(石狩市八幡2-332-12)

当別町西当別コミュニティセンター大会議室1、2(当別町太美町22-7)

### (3)来場者数

石狩市八幡コミュニティセンター 29名

当別町西当別コミュニティセンター 6名

## 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた(意見書のフォーマットは、別紙7参照)。

### (1)意見書の受付期間

平成26年10月6日(月)～平成26年11月20日(木)まで

縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受け付けは当日消印有効とした。

### (2)意見書の提出方法

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・事業者への郵送による書面の提出

### (3)意見書の提出状況

意見書の提出は13通(意見書箱への投函12通、事業者への郵送1通)であった。

## 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は64件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要及びこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

事業計画について

No.	意見の概要	当社の見解
1	<p>(仮)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価方法書(要約書)のP1に記載されている「エネルギー自給率は原子力を除いて、約4%という状況」と述べてありますが。</p> <p>①日本のエネルギー自給率が4%とされているのは何を根拠として有るのでしょうか。</p> <p>②原子力発電が自給エネルギーによるものであるとされていますが、その理由についておしえていただきたい。</p>	<p>①日本のエネルギー自給率(原子力を除く)は、「平成24年度エネルギーに関する年次報告(エネルギー白書2013)」(資源エネルギー庁)、資源エネルギー庁ホームページ、北海道電力ホームページを参考に記載しております。</p> <p>②資源エネルギー庁資料によると、原子力発電の燃料となるウランは海外から輸入されていますが、エネルギー密度が高く備蓄が容易であること、使用済燃料を再処理することで資源燃料として再利用できること等から、原子力は資源依存度が低い「準国産エネルギー」として位置づけられています。そのため、既往の資料では、原子力を含めるか、含めないかを明示のうえ、エネルギー自給率が示されており、本方法書においては、①に示した資料を参考に、原子力を含めないエネルギー自給率を記載いたしました。</p>
2	<p>地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を減らすとされる自然エネルギーだが、その根拠はIPCCの一方的な見解に基づいているのみで、確たる根拠は極めて希薄である。</p> <p>再生可能エネルギーといっているが、あくまでこれは安定的なベース電源が存在しているのもであり、このような考え方は、原子力発電所の再稼働を促進させるという世界情勢にも逆行する行為である。</p> <p>現に電力各社は、大量に運転し始め、建設された太陽光発電に、経産省のやり方に反するように電力買い止めの処置を取っている。風力発電も内容は同じで、それによって作り出される電力は極めて不安定であり電力も電圧も電流も周波数もバラバラで、とてもではないが電力のクズと言われているとおり、通常の送電線には流せるような品質が安定していると言えるようなものではない。</p> <p>このようなものを、自然環境豊かな土地に作って、一企業の利益にするなどとは、とんでもない話である。</p> <p>このような八の沢風力発電計画は、即刻撤回すべきである。</p>	<p>電力中央研究所報告によると、風力のライフサイクルCO<sub>2</sub>排出量は25g-CO<sub>2</sub>-kWhであり、化石燃料である石炭火力(943g-CO<sub>2</sub>-kWh)、石油火力(738g-CO<sub>2</sub>-kWh)と比較して、非常に小さい値となっています。</p> <p>また、国では、資源の枯渇、温室効果ガスの削減といった観点から、風力発電を含む再生可能エネルギーのさらなる導入を促進しています。</p> <p>風力発電は、ご意見にもありますとおり、気象条件による出力変動が大きい側面もありますが、北海道電力では、需要の変動に応じて火力発電や水力発電による出力を調整しているほか、大型蓄電池を活用した実証事業への参画、東京電力との風力発電導入拡大実証試験の実施等、出力の変動が電気の品質に悪影響を及ぼすことがないように、技術的な検証を進めながら再生可能エネルギーの導入拡大が進められています。</p> <p>このような情勢の中、本事業は、風況が良いとされる地域の遊休地を有効活用して風力発電を計画するものであり、再生可能エネルギーの拡大に寄与していきたいと考えております。</p>
3	<p>・化石燃料に代わるエネルギーについて</p> <p>3ページに事業の目的、として書かれているが、燃焼に伴う地球温暖化等が地球規模の環境問題として顕在化し、化石燃料に代替するエネルギーとしての風力発電をあげている。</p> <p>しかし、風力発電所を建設するよりも、節電による省エネをした方が、CO<sub>2</sub>の削減になります。北海道は昨冬、2010年度の最大電力に比べ6.7%の節電率を達成しました。これからも少しずつ節電効率を上げていけば効果は大となるだろう。風力発電は火災の焚き減らしによるCO<sub>2</sub>削減をうたっているが、総発電量に占める再エネは2.2%でしかなく(2013年「我が国の再生可能エネルギーの導入状況」資源エネルギー庁)、お金をかけて再エネ施設をつくるより、節電で</p>	<p>CO<sub>2</sub>を削減するためには、まずは、ご意見にもありますとおり、節電などの省エネルギーの推進、さらに、CO<sub>2</sub>排出量の小さい再生可能エネルギーの導入・活用が必要であると考えます。</p> <p>この再生可能エネルギーの普及をめざして、国は再生可能エネルギーの固定価格買取制度を導入しています。その買取に要する費用は、電気を使用するすべての方の再エネ賦課金(再生可能エネルギー賦課金)によってまかなわれておりますが、再生可能エネルギーをさらに普及させるためには必要不可欠な制度であると考えます。なお、資源エネルギー庁では、再生可能エネ</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>省エネをした方が効果的である。</p> <p>再エネ設備は、われわれの納める電気代に上乗せした再エネ賦課金を必要とし、今後我々の家計を圧迫する心配が考えられる。送電網に負荷をかける再エネ、その金銭的負担を国民に負わせてまで再エネを進めるべきではない。現状では、無駄な風車を建てずに、節電に努めるべきである。</p> <p>(仮称)八の沢風力発電事業は撤回すべきである。</p>	<p>ルギーが普及すれば、エネルギー自給率の向上、化石燃料への依存度の低下につながり、燃料価格の乱高下に伴う電気料金の変動を抑えられるといった観点から、電気を使用するすべての方にメリットがあるものと掲げています。また、再生エネルギーの買取価格や再エネ賦課金の単価は、毎年度情勢に応じて見直され、経済産業大臣により決定されることから、それぞれ適正な価格設定がなされているものと考えております。</p> <p>このような情勢の中、本事業は、再生可能エネルギーのひとつとして、風力発電事業を推進していきたいと考えております。</p>
4	<p>今現在、原発が全て止っていても電力はまに合っている。</p> <p>国民も節電につとめ、電機メーカーも節電型のものをつくっている。また風車には火力発電によるバックアップが必要であり、CO<sub>2</sub>の削減にはならないという事は調べられている。風車は高値の(税金による)買い取りがなければ、成り立たない電力事業である。</p> <p>風車が回れば回るほど超低周波や低周波による被害もでてくるであろうし、我々が日々支払っている再エネ発電賦課金も上ってくる。</p> <p>この風力発電には反対である。</p>	<p>ご意見のとおり、原子力発電所が停止していても、電力の供給は充足している状況にはありますが、資源の枯渇、温室効果ガスの削減といった観点から、国では、化石燃料の代替エネルギーとして再生可能エネルギーのさらなる導入を促進しています。</p> <p>風力発電は、電力の安定供給に向けてバックアップ電源が必要となりますが、北海道電力では、見解2に記載のとおり、出力の変動が電気の品質に悪影響を及ぼすことがないよう、技術的な検証を進めながら再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいます。</p> <p>また、再生可能エネルギーをさらに普及させるためには、見解3に記載のとおり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度は必要不可欠であり、再エネ賦課金の単価も国によって適正に管理されているものと考えています。</p> <p>このような情勢の中、本事業は、再生可能エネルギーのひとつとして、騒音や超低周波音等による影響にも配慮しながら、風力発電事業を推進していきたいと考えております。</p>
5	<p>八の沢風力発電計画に反対します。</p> <p>山の窪みのようなところに風車を建てることもよくわからない行動ですが、雑木林の景観が道路作業や建設作業で荒らされます。</p> <p>道外の業者がなぜこの土地に風車を建てるのかも不信感があります。</p>	<p>事業予定地内では2箇所風況調査を実施しており、その結果、十分な事業性が見込まれていることから、風力発電の適地であると考えております。</p> <p>また、風力発電施設を建設することにより、現況の景観からの改変が考えられますが、事業予定地敷地境界付近の斜面樹林地を極力保全する等により、周辺景観との調和にも配慮していく所存です。</p>
6	<p>あの素晴らしい自然の中に風力発電を建設しないで下さい。</p> <p>厚田風力発電の工事を見ました。あのような工事をしていると最近の日本の大雨状況では、いずれ大災害になると思いました。道路工事、建設工事をする、大災害をひきおこし、それも132mという風力発電です。恐ろしい事です。</p> <p>あの場所は風力発電に適した風力はなく、今後の大雨、温暖化で、山々の木々はさらに高く、豊かにしげってゆくと思います。いくら130mといえ、夏場はしげった木々でさらに風は弱くなるでしょう。</p> <p>あの場所は冬はかなりの雪になります。故障した時のリスク等を考えますと、建設メリットがあるとは思えません。次の説明会では、冬の点検、整備などどうするのかも説明してください</p>	<p>本事業は、風況が良いとされる地域の遊休地を有効活用して風力発電を計画するものであり、周辺の環境にも配慮しながら、再生可能エネルギーの拡大に寄与していきたいと考えております。</p> <p>施工計画の設計にあたっては、ボーリング調査結果等を踏まえて斜面の安定性を確認するとともに、施工時には、造成箇所を速やかに転圧・締固めを行うことにより、土砂の流出防止を図ります。また、十分な調整能力を有する仮設調整池等を設置することにより、工事中の濁水発生防止を図る等、造成工事の安全管理、環境保全措置に努めてまいります。</p> <p>施設の供用後には、冬場においても、発</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	八の沢に建設する意義が全くわかりません。	電所の保守・運転監視を行うほか、故障等の非常時にも迅速に対応できる体制を整備してまいります。
7	<p>八の沢風力発電事業の場所、石狩でも風の少ない場所ときいております。設置計画は、民家に近く、8基もたつということで、低周波の被害が予想されます。</p> <p>3.5kmの所には、聚富小中学校もあります。予定地は、水源池でもあり渡り鳥がひらいしています。</p> <p>また、この地には、オオタカ、クマタカ、オジロワシの猛禽類が多数います。何のために電気をつくろうとしているのかわかりません。</p> <p>石狩市もそこにはたてないほしい、議会でも同じときいています。</p> <p>やっともどった石油の油田のあと地が30年の長い時間をかけ、自然にもどった所です。計画を中止してください。</p>	<p>事業予定地内では2箇所風況調査を実施しており、その結果、十分な事業性が見込まれていることから、風力発電の適地であると考えております。</p> <p>また、事業予定地西側の道道527号望来当別線沿道には住居が分布していること、やや離れた地域には、聚富小中学校等の配慮施設が存在すること、事業予定地周辺には五の沢池等の水域もあり、猛禽類や渡り鳥もみられる地域であること、といった周辺地域の環境特性にも配慮しながら、風力発電事業を推進していきたいと考えております。</p>
8	<p>事業をする場所は、石狩八幡の石油採掘所の跡があり、石狩市の史跡として大事な場所です。私達が、後世に残していくべき場所であります。</p> <p>巨大風車が建ち、小中学校(聚富)、民家への低周波の心配もあります。</p> <p>工事の中止を求めます。</p>	<p>事業予定地東側の五の沢林道周辺には、石狩油田八の沢鉱業所跡の石碑や校門跡等の史跡がみられますが、事業予定地内には、油田跡地を示すような史跡は確認されておりません。</p> <p>本事業計画の検討にあたっては、周辺の住居、聚富小中学校への騒音や超低周波音にも配慮していく所存です。</p>
9	<p>事業の目的の中に遊休地の有効活用とありますが、ここは、コウモリ、渡り鳥(石狩市ではオオジシギがよく観察されている)、昆虫などが、多く住む大切な場所です。</p> <p>この様な場所があるからこそ、石狩市の貴重な自然は守られていると思っています。大切な場所です。</p> <p>この場所での事業の中止を求めます。</p>	<p>事業予定地周辺は、多くの動物が確認されている地域であることを踏まえ、今後、現地調査を含めて、動物の生息状況や生息環境の現況を把握いたします。その結果を踏まえて、風力発電設備等の配置等の事業計画や施工計画、環境保全措置の内容を具体的に検討、設計し、環境影響の回避又は低減に配慮した事業を展開したいと考えております。</p>
10	<p>10/25 に石狩市で行われた事業者による説明会で、石狩市の意見の内容を知っているかとの質問に対し、事業者は一般の意見の中にまぎれてわからない旨の回答をした。石狩市の意見は石狩市のホームページで一般市民が確認できるようになっている。</p> <p>石狩市の意見の主な概要は、騒音・超低周波音については風車建設予定地が住居に大変近接していることから、住民の生活環境への影響を懸念、また、事業実施予定地が水資源保全地区であることから、農業用水池である五の沢貯水池への影響を懸念しており、「計画の根底となるべき風況調査等を改めて精査され、本事業の是非も含めて慎重に検討されたい」と述べている。すなわち、地元合意はとれていないことになる。従って、この事業は進める事ができないので、中止すべきである。</p>	<p>方法書の説明会においては、配慮書に対する北海道知事意見の説明はあったが、なぜ石狩市長意見の説明はないのか?というご質問に対して、「環境影響評価法」に基づく手続きの流れをご説明させていただいた上で、石狩市長意見は事業者には提出されず、北海道知事意見の中で反映される、という主旨の回答をさせていただきました。</p> <p>なお、石狩市長意見については、左記ご意見のとおり石狩市ホームページで確認することが可能であり、本事業計画、施工計画の検討にあたっては、市長のご意見を勘案し、引き続き事業予定地の風況を確認しながら、生活環境や自然環境に配慮した事業を計画していく所存です。</p>
11	<p>風車WT-8は、水資源保全地域にあることから、建設は止めるべきである。188頁の表7.2-12地形及び地質に係る調査、予測及び評価の手法(地形改変及び施設の存在)で、6.予測の手法に「事業予定地及びその周辺における重要な地形・地質の分布状況や五の沢貯水池地区水資源保全地域の集水域を本事業による改変区域と重ね合わせ、環境保全措置の内容を勘案することにより、重要な地形・地質に係る環境影響の程度を予測する方法とする」と</p>	<p>今後、詳細な施工計画を設計し、風車WT8の改変区域、五の沢貯水池地区水資源保全地域の集水域、環境保全措置の内容を踏まえて、重要な地形・地質(水環境)への環境影響の程度を把握してまいります。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	あるが、地形図(例えば94頁)の等高線を見れば一目瞭然に、集水域にあることがわかる。なぜ方法書にWT-8が掲載されるのか甚だ理解に苦しむ。	
12	<p>・北電との系統連系について</p> <p>11ページ(6.2主要な工事の方法及び規模)(3)電気工事、に北電との連系点は事業予定地内を横断する既設の望来線の送電柱を予定、と書いてある。北電のHPの「北海道電力管内の系統連系制約マップ(22kV-110kV)」では、この望来線については熱容量面から連系制約が生じる可能性があり、受け入れ可能量は10,000kW未満となっている。したがって、八の沢のこの計画24,000kWの風力発電施設すべてを連系することは、できない。</p> <p>発電所を建設するにあたって、電力会社との事前の協議なしには建設は進められないと思う。「方法書」縦覧の段階で、電力会社との協議が成立していません。かつまた、受け入れ可能量が10,000kW未満という制約があるこの計画は、中止して取りやめるべきである。</p>	<p>北海道電力との連系に係る具体的な協議はこれから行う予定ですが、環境影響評価法に基づく手続きは長期間を要するため、将来的に事業をスムーズに展開するための準備として、環境影響評価手続きを進めさせていただいております。</p>
13	<p>説明会では「風は十分に吹いている」という説明だけであったが、会場からの質問があり「50mの高さで平均5.9m」と答えていたが、道内では5.9m以上の風があった所でも風が少ない(足りない)というので風力発電計画が中止になったところがある(浜中・・・6.5mを下回った=6.15m、5.97mで断念)。</p> <p>斐太工務店は3,000kw×8基の計画ではあるが、これはご存知のように、常に最大風速があった時の最大発電量2,400kwである。実際には、この量の20～25%程というのは、ご承知のことと思います。</p> <p>たったこれだけの発電のために、豊かな自然を破壊しては困る。</p> <p>特にここは五の沢池(貯水池)にも近く、下流の方は長年に渡り農家を営んでいる方達がいらっしゃる。工事による土砂の流入や、自然雨による(樹木伐採)災害の可能性は大である。</p> <p>また深くボーリングを行うことにより(今もすぐ近くで地中から湧いてきている原油がある)何らかの影響も懸念される。どうか、こども十分に検討して頂きたい。</p>	<p>風況については、事業予定地内2箇所まで調査を実施しており、その結果、十分な事業性が見込まれていることから、風力発電の適地であると考えております。ご意見のとおり、発電量の規模として大きくはないのかもかもしれませんが、再生可能エネルギーの拡大に寄与できればと考えております。</p> <p>今後、事業計画、施工計画の検討にあたって、事業予定地及びその周辺には、樹林地が多くみられ、五の沢池等の水域もあるといった環境特性にも配慮しながら、具体的に検討を進めていきたいと考えております。特に、施工時には、造成箇所を速やかに転圧・締固めを行うことにより、土砂の流出防止を図るとともに、十分な調整能力を有する仮設調整池等を設置することにより、工事中の濁水発生防止を図る等、造成工事の安全管理、環境保全措置に努めてまいります。</p> <p>また、事業予定地を含む八の沢は、過去に石油採掘で栄えてきた地域であることを考慮し、今後、深くボーリングを行う際には、十分に配慮してまいります。</p>
14	<p>冬場に万が一、ナセルの火災等が起きた場合、現場まですぐに対応に行き、消火活動ができるのであろうか。</p> <p>今迄の風車火災の例をみると、ナセルに入っている大量の潤滑油が燃え尽きる迄、なすすべは無いようである。ここは人里から離れているとはいえ、火災になった時には、山火事に繋がる虞れが大いにある。</p> <p>対策は考えているのであろうか。</p>	<p>その様な事態が生じないように、日々の点検、整備を徹底して行います。</p>

方法書全般について

No.	意見の概要	当社の見解
15	<p>1. 「方法書」としての体をなしていない「方法書」である</p> <p>このような文書が「方法書」として通用するものだろうか。今までにたくさんの環境影響評価に関わる文書を見てきたが、これほどひどい「方法書」に出会ったのは初めてである。</p> <p>この「方法書」の最もひどい部分は「配慮書」の内容を一步も出ていないところであり、すべてを「準備書」に先送りしていることであるので、その点に絞って何点か述べる(No.15～20)。</p> <p>①「方法書」では8ページで「(2)方法書における風力発電設備の配置計画の設定」として「配慮書…による(…は、内容のないことをダラダラ引用する時間のムダを省いたもの。以下同じ)予測・評価の結果や…意見内容等から…配慮すべき事項の方向性がある程度具体的になってきた」ので「風力発電設備等…は、これらの配慮すべき事項をふまえて現地調査等による現況把握や事前検討を行う必要があるため、具体的な設備の配置計画は、詳細な調査や予測を行う準備書段階において決定する」と述べている。</p> <p>しかし「方向性がある程度具体的になってきた」のならば、その方向性について一定程度の記述を行うのが「方法書」の役割ではないのか。それができないのであれば、せめて「配慮すべき事項とはどのようなことであるのか」を記載すべきではないのか。回答を要求する。</p>	<p>左記ご意見を踏まえ、本方法書の位置づけ、本方法書における風力発電設備等の配置等の考え方、並びに配慮すべき事項について、以下に示します。</p> <p><b>【本方法書の位置づけについて】</b>  環境省資料では、配慮書、方法書、準備書の内容について、以下のとおり示されており、「環境影響評価法」では、それぞれの段階の環境影響評価図書において記載すべき事項が規定されています。</p> <p>&lt;配慮書&gt;  事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書</p> <p>&lt;方法書&gt;  環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示した図書</p> <p>&lt;準備書&gt;  調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方をとりまとめた図書</p> <p>本方法書については、配慮書における住民の方々のご意見等を考慮し、調査地点を選定するなど、配慮書で把握した配慮事項を反映して作成しております。また、本方法書は、上記に示される環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を含め、「環境影響評価法」第五条第一項に規定する事項を記載し、「環境影響評価法」に基づく正式な方法書として届出・受理されたものです。</p> <p><b>【本方法書における風力発電設備等の配置等の考え方について】</b>  本方法書における風力発電設備等の配置等に関しましては、経済産業省の解釈として、検討段階である場合には、暫定の計画であることを注記で記載すること、また暫定計画は配慮書と同様の配置でもよい旨のご指導をいただいております。</p> <p>本方法書では、事業予定地の位置を決定いたしました。風力発電設備等の配置については、方法書に基づく環境アセスメント(調査、予測)を実施し、その結果を踏まえて詳細な検討を行うことが適切であると判断いたしました。</p> <p>その理由を具体的な例として示します。</p> <p>配慮書段階で、「ある風車の位置をA→Zの方向にずらすほど騒音による影響が低減する」という配慮の方向性が明らかになったとします。方法書段階で、その配慮の方向性を具体的に示す計画として、風車の位置をAからC(Z方向)にずらしたとします(ただし、方法書は現況把握や詳細予測の前段階であることから、Cの位置は暫定的なものとなります)。その後、準備書段階で、方法書に基づく調査、予測を実施した結果、「C</p>

No.	意見の概要	当社の見解
		<p>周辺には風車の設置が望ましくない環境が存在する」、「他の項目では、逆にZ→Aの方向にずらした方が環境影響が低減する」、「風車の音響パワーレベルが低減したり詳細な予測を行うことにより、Aの位置でも十分評価目標を達成できる」といった事象が生じる可能性も十分考えられます。</p> <p>したがって、風力発電設備等の配置については、計画熟度が高まり、環境アセスメント(調査、予測)の結果を把握できる準備書段階において、総合的な観点から検討を行った上で決定していくことが適切であると考えます。</p> <p>また併せて、本事業予定地は1箇所であり、風力発電設備等の配置によって、方法書で示す環境影響評価の項目、並びに調査、予測及び評価の手法の内容に相違はありません。</p> <p>以上の検討経緯を踏まえて、方法書の風力発電設備等の配置は、配慮書と同様の配置を設定していることを、ご理解いただきたく存じます。</p> <p><b>【配慮すべき事項について】</b>  ご意見にあります「配慮すべき事項」については、経済産業省との事前協議において、「第8章 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」に、準備書段階において検討していく配慮の内容を整理して記載するようにご指導をいただいております。その内容を「第2節 方法書の事業計画の検討過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」(p.221～222)に記載しております。</p>
16	<p>②経済産業大臣、北海道知事の意見やパブリックコメントを寄せた一般の質問・要求に対しても「準備書段階において決定」の文言は乱発される。</p> <p>例を挙げる。経済産業大臣の意見4項目については2/4項目が「準備書段階において決定」であり、(蛇足だが残り2項目は「(できる限り)…に伴う環境影響の回避又は低減に配慮していく所存」)、北海道知事意見に関しては9項目の意見に対して8/9項目で「準備書段階において」(他は「実行可能な範囲で…回避又は低減」)である。</p> <p>一般からのパブリックコメントに対しては、出された意見を57項目に“要約”し、さらにそれを勝手に16項目にくくって回答数を16に絞っている。このこと自体も問題であるが、その中で12/16項目の見解が「準備書(段階)(又は設計段階)において」である。</p>	<p>「準備書段階において決定」等に係るご意見については、見解15の【本方法書における風力発電設備等の配置等の考え方について】をご参照ください。</p> <p>配慮書についての一般からのご意見に対する見解に関しましては、同じ内容の見解に繋がる場合には、重複した見解を個々に記載するよりも、ご意見の内容に応じて整理した見解を示した方がわかりやすいと判断して、方法書「第6章 6.3 一般の環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解」(p.151～166)のとおり記載いたしました。なお、本報告書では、左記ご意見を踏まえて、個別に見解を記載いたしました(見解の内容によっては、前出の見解参照とさせていただきます)。</p>
17	<p>③事業者は「準備書」に先送りした理由を、新たに起こした「第8章」で述べるが、内容もなく説得力にも欠けるものである。</p> <p>これは北海道知事の意見、1総括的事項(1)の最後の部分「また、当該調査、予測、評価の結果及び当該評価結果に基づく構造・配置または位置・規模に係る検討の経緯等について、方法書に記載すること」に対応したものと思われるが、何もやっていないので書きようがなかったのではないかとと思われる。</p> <p>「事業者の見解」の各所で、それこそ判で押したよ</p>	<p>見解15の【本方法書における風力発電設備等の配置等の考え方について】及び【配慮すべき事項について】をご参照ください。</p> <p>また、環境アセスメントの現地調査は、方法書に基づく調査の手法を踏まえて実施するため、その結果は準備書に記載いたします。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>うに「現地調査を含めた現況把握や事前検討を行い」という文言が出てくるが、北海道知事が意見を出したのは3月である。気候の良い北海道の4月～10月の間に現地調査もやらずに何をやっていただろうか。</p>	
18	<p>④「方法書」の再度の提出を求める。 われわれが意見＝パブリックコメントを出せるのは今回の「方法書」と次の「準備書」の段階である。だがこのような「方法書」を臆面もなく出してくる事業者が「準備書」の段階で指摘される不備、もしくは一般市民の意見を「次の『評価書』で明らかにします」で片づける可能性は十分に考えられる。 10月8日の北海道の環境影響評価審議会で「『配慮書と方法書』が同じ。このままズルズルと評価書まで行ってしまうのではないか」などの声も上がっていたし、「ばかにするな」と怒った審議委員もいた。この事実は、必ず傍聴していたと考えられる貴社の関係者からすでに伝わっていることと思うが。 この文書に関しては、到底「方法書」として認めることはできないので、再度提出することを要求する。再度提出できないのならば、その理由を明確にされたい。われわれは、それに対する見解を実名入りで全国に発信する。</p>	<p>見解15の【本方法書の位置づけについて】、【本方法書における風力発電設備等の配置等の考え方について】及び【配慮すべき事項について】をご参照ください。</p>
19	<p>2. 北海道環境影響評価書議会が出された質問事項に対する回答の不誠実さ 北海道の環境影響評価審議会の資料としてだされた「計画段階環境配慮書－質問事項及び事業者回答－」もひどいものである。実施を「準備書」に先送りしていることについては上記1.と重複する部分が多いので改めて述べないが次の点についてだけは納得がゆかないので回答を求める。 上記資料を読むと、「方法書以降の調査、予測、評価の中で検討してまいります」という文言がたくさん出てくる。しかし「方法書」には具体的に検討した形跡は認められない。 普通、「方法書以降」といえば方法書は含まれるはずである。この言葉を「ていのよい先送り」の意味で使用しているのではないか。回答を求める。</p>	<p>事業計画については、方法書段階においても、様々な側面をベースに事業者内部で適宜検討を行っております。 ただし、見解15の【本方法書における風力発電設備等の配置等の考え方について】に記載しましたとおり、風力発電設備等の配置については、計画熟度が高まり、環境アセスメント(調査、予測)の結果を把握できる準備書段階において、総合的な観点から検討を行った上で決定していくことが適切であると考えことから、その結果については準備書で記載すべきと考えております。</p>
20	<p>3. ボーリングはいつ実施するのか 工事区域は活褶曲地形区域であり、水資源保全地域でもあり、急傾斜地崩壊危険箇所もあり、嘗ては油井もあったところである。このような場所に長大なブレードを運べる道を作り、風車土台を支える支持杭を打つための基本的な調査であるボーリング調査が、いまだに行われていないことは驚きを通り越してあきれざるばかりである。 ボーリング調査の時期、および土台の支持杭の打設工法を問う。</p>	<p>ボーリング調査は、過去に事業予定地内の一部において実施しております。今後、風力発電機の位置を検討する段階において、必要に応じて追加の調査を実施する予定です。 基礎については、既存の地質資料から地表下浅層位置に基盤となる岩盤の発現が想定されるため、岩盤面に鉄筋コンクリート製のフーチング基礎を直接構築することで安定を確保します。なお、基礎岩盤面が発現しなかった場合は、改良又は置換を施工します。</p>
21	<p>・『方法書』と『配慮書』について 8ページ(5.1設備の配置計画の検討経緯)(2)方法書における風力発電設備の配置計画の設定、で ■方法書における風力発電設備等の配置計画の設定、にあるとおり、事業予定地・風力発電設備等の配置・風力発電機の諸元、ともに『配慮書』と同じである。何のための『配慮書』だったのか？配慮書手続きが無駄だったのではないのか？と思わざるを得ない。一般住民や審議を重ねた専門家など、関係した多くの人たちの費やした貴重な時間を無駄にした</p>	<p>見解15の【本方法書の位置づけについて】及び【本方法書における風力発電設備等の配置等の考え方について】をご参照ください。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>のか？ この八の沢風力発電所計画はやめるべきである。</p>	
22	<p>1.居住地に近接して、豊かな自然がいまだに残っているのが北海道の素晴らしさである。 自然観察や調査活動に日頃から親しんでいる者として、私は、身近な地域の自然環境をしっかり保全して、次世代へと伝えてゆく大切さを切実に感じている。 今回、石狩市の友人たちの案内で、手つかずの自然が残る八の沢付近を散策し、その貴重さと保全することの重要性を深く受け止めることができた。この地域は、今回の貴社の「開発」事業で改変されることであってはならないと強く思った。 また、計画地には、いまだにブツブツと泡立ち、強烈なおいを周囲に発散させている油井跡も残っていた。「火気厳禁」の看板のもとに生々しく。 何よりも事業予定地の近傍に、長年農業を営む人々の生活が根付いていて、風車による健康被害が心配であった。 以上の体験を通して、私は貴社の「八の沢風力発電事業」に深い危惧を抱いている。 そのうえで、「環境影響評価」という現在の法的手続きの流れの中で、「配慮書」の段階から貴社の事業計画の内容や事業者としての取り組み姿勢に疑問を持っていた者として、再考・再検討を促すことも大切かと思い「騒音・超低周波音」の分野に限定してではあるがコメントを付け加えることにした(No.23～26)。</p>	<p>事業予定地周辺には、身近な自然環境が残されており、住居も分布している地域である、といった環境特性を配慮しながら、風力発電設備等の配置等の事業計画や施工計画、環境保全措置の内容を具体的に検討、設計し、環境影響の回避又は低減に配慮した事業を展開したいと考えております。 なお、事業予定地内では、左記ご意見のような油井跡は確認されておりませんが、八の沢は過去に石油採掘で栄えてきた地域であることを考慮し、施工にあたっては十分に配慮してまいります。 以下、見解23～26をご参照ください。</p>
23	<p>2.経済産業大臣、北海道知事、一般市民から寄せられた意見に、誠実に耳を傾ける姿勢があるのか 騒音および超低周波音問題に関しては、とりわけ事前に、健康問題への重大な影響の回避・低減を図るという計画段階配慮の目的に則り、十分な配慮がなされるべきであった。 それ故に、貴社の「配慮書」に対しては経済産業大臣、北海道知事ばかりでなく一般市民のパブリックコメントにおいても厳しい意見が寄せられていたはずである(今回の「方法書」第6章)。 もし、事の重大さを深刻に受け止め、経済産業大臣・北海道知事・一般市民の「環境を保全する見地」からの意見を真摯にふまえて、この半年間、現況調査・予測・評価の作業を実践していたならば、今回(2014年10月)提出された「方法書」なるものの本文が、第5章まで「配慮書」(1月提出の)と同一の内容である、などという“前代未聞”な事態は生じなかったはずであった。</p>	<p>配慮書段階における騒音予測は、計画の初期段階において環境配慮の方向性を把握すること、準備書段階における騒音及び超低周波音の予測は、詳細な事業計画及び予測手法に基づき、本事業による環境影響を評価するものであり、それぞれ目的が異なります。本事業では、配慮書における騒音予測の結果から、今後留意すべき環境配慮の方向性を把握できたものと考えております。 「環境影響評価法」に基づく手続きの流れとして、環境影響を評価する環境アセスメントは、方法書に基づく調査、予測及び評価の手法を踏まえて実施するため、その結果は準備書に記載いたします。 なお、本方法書の「第2章 対象事業の目的及び内容」は、配慮書と同一の内容ではなく、方法書における風力発電設備の配置計画の設定について記載しております(詳細は、見解15の【本方法書における風力発電設備等の配置等の考え方について】をご参照ください)。 本方法書の「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」では、既存資料のデータを更新しております。 なお、本方法書の「第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法」及び「第5章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果」は、「環境影響評価法」第五条第一項第四号に基づき、配慮書と同一の内容を示しております。</p>
24	<p>3.騒音および超低周波音の現況調査はすぐにでもできるはずではないか</p>	<p>騒音及び超低周波音の現況調査は、方法書の調査の手法に基づき実施し、その結</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>騒音および超低周波音の現況(暗騒音)調査については、「計画熟度に応じて」などと言わなくても、調査地点を広い範囲で設定して、やる気があれば何時でも測定を開始できたはずである。</p> <p>これは年間を通して実施しなければならない動物(鳥類・昆虫類を含む)や植物・生態系の調査や、ボーリングによる地質調査に比べればはるかに簡単なことだったのではないか。</p>	<p>果は準備書に記載いたします。</p>
25	<p>4.機種を選定や予測値の算出について</p> <p>風車の機種についても、選択は限られているのであるから、早々に決定して設置点を設け、マニュアルの予測式の適用範囲内で(5.1-3)、各調査地点での減衰予測値を算出することだけならば、長い時間は要しないはずである。</p> <p>それらの結果を評価して「方法書」では、「本事業の構造・配置又は位置・規模の決定に反映すること」あるいは「再検討すること」(北海道知事の意見・「方法書」6-3)を実施・記載するべきではなかったのか。</p>	<p>現段階において風車のメーカー選定は未定です。</p> <p>見解15の【本方法書における風力発電設備等の配置等の考え方について】に記載したとおり、方法書段階で、風力発電設備等の配置を決定する必要はなく、今後、騒音に係る詳細な予測は準備書段階で行い、その結果を踏まえて準備書において風力発電設備等の配置を決定いたします。</p>
26	<p>5.「方法書」はやり直すべきである</p> <p>以上のことから、騒音および超低周波音に関しても「配慮書」段階で提出したわれわれのコメントをそっくり蒸し返すことになるだけなので、以下の①～④を新たに追加したうえで「方法書」の作成やり直しを要求する。</p> <p>①現況(暗騒音)測定を行う際には、騒音領域だけでなく、必ず超低周波音領域(20Hz以下)も含めること。</p> <p>②測定器のマイクロフォンに当る風雑音が問題視されている。暗騒音の測定は「無風時」に、またデータは「1/3オクターブバンドで分析し、LeqではなくL95で示す」統計処理に従い、その結果をグラフ化すること(北海道環境影響評価審議会での要請項目)。</p> <p>③風車の機種決定に関しては、メーカーに対して「音響パワーレベルの値」についての信頼できる情報を提供させ、「方法書」段階でも公開すること。</p> <p>④各調査地点での風車群からの予測値に関しては、周波数ごとの重みをつけない、1/3オクターブバンド中心周波数ごとの分析データをグラフ化し、各周波数帯域での暗騒音との比較を行い、現況の音環境に重大な影響が認められるのかどうかを住民に分かりやすく説明すること。</p>	<p>見解15の【本方法書の位置づけについて】をご参照ください。</p> <p>また、左記①～④については、見解43～46をご参照ください。</p>
27	<p>1. この方法書は、実質的に、環境影響評価法に基づく手続きを踏んでいないので、作成し直すべきである。</p> <p>(1)方法書の大半が配慮書と同じ内容の記述に終了した問題</p> <p>2014年10月に公表された方法書は、全223頁中「第5章計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果」までの146頁分において、2014年1月の配慮書とほとんど同じ内容を記述している。以前に配慮書に対して、経済産業大臣・北海道知事・一般から環境を保全する見地からの意見が多数提出されたにもかかわらず、事業者は、方法書における事業者見解の中で、各意見に真摯に対応しないまま、配慮書とほとんど同じ内容を記述したことになる。上記の種々の立場からの意見は、風力発電が及ぼす悪影響が重大な問題であることを認識し、それらの影響を回避又は軽減させるための意見であるが、それに応えない事業者は、事業を進める資格がないと言える。このような方法書は、前代未聞であり、方法書</p>	<p>見解15の【本方法書の位置づけについて】をご参照ください。</p> <p>なお、本方法書の「第2章 対象事業の目的及び内容」は、配慮書と同一の内容ではなく、方法書における風力発電設備の配置計画の設定について記載しております(詳細は、見解15の【本方法書における風力発電設備等の配置等の考え方について】をご参照ください)。</p> <p>本方法書の「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」では、既存資料のデータを更新しております。</p> <p>なお、本方法書の「第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法」及び「第5章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果」は、「環境影響評価法」第五条第一項第四号に基づき、配慮書と同一の内容を示しております。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	とは言えないので、改めて作成し直すべきである。	
28	<p>(2) 主務大臣意見に対する事業者見解に認められる問題</p> <p>環境影響評価法(以下、法と称する)第五条において、方法書の作成について「事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、主務大臣の意見(第三条の六)が述べられたときはこれを勘案して、事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定し・・・」と明記されている。配慮書に対する主務大臣(経済産業大臣)の意見は下記の4事項について指摘しているが、この方法書では、主務大臣の意見を勘案せず、「今後、準備書段階で対応する、または今後検討する」旨の事業者見解が示されている。この点で、方法書は、法に基づいた正式なものと決して言うことができない。</p> <p>第一に、主務大臣意見は「事業実施想定区域の周辺には、居住地域が存在しており、騒音及び超低周波音、風車の影の影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居地域への影響を回避、低減するよう配慮すること」を求めている。これに対して「今後、準備書段階において、現地調査を含めた現況把握や事前検討を行い、その結果を踏まえて、風力発電設備等の配置等を具体的に設計し、できるだけ住居地域への環境影響の回避又は低減に配慮していく所存です」との事業者見解がある。</p> <p>第二に、「事業実施想定区域の南側の地域は、北海道水資源の保全に関する条例で指定する五の沢貯水池地区水資源保全地域であることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、伐採等の変更による水環境の影響を回避、低減するよう配慮すること」との主務大臣意見に対して、事業者見解は上記と同様、「準備書段階で配置等の事業計画や造成等の施工計画、環境保全措置を具体的に検討する」旨を記している。</p> <p>第三に、「尾根部の森林部を伐開し風力発電施設等を設置すると、新たに生じる林縁部分が、乾燥や強風等による影響を受けやすいことから、当該箇所より森林の劣化が生じるおそれがある。このため、無立木地や既存道路を活用するなどにより、新たな尾根部の森林の伐開を避け、新たに生じる林縁部分ができる限り小さくなるような配置等を検討すること」との主務大臣意見に対して、「今後の検討において回避又は低減に配慮する」旨の事業者見解がある。</p> <p>第四に、「残土の処分に関する影響の回避又は低減の配慮」を求める主務大臣意見に対して、「残土の処分場所については、・・・自然度の低いエリアを中心に検討を行い、改変に伴う環境影響の回避又は低減に配慮する」旨の見解がある。この点については、一見すると、具体的な見解に思われるが、自然度の低いエリアを検討することによって環境影響を回避又は軽減できるのか、その説明がまったく示されていない。</p> <p>本来、方法書では、事業者が主務大臣意見を検討した上で事業計画を決定し、配慮書で構想した風力発電施設等の規模・配置について、懸念される環境影響を低減するよう検討された具体的内容が記されなければならない。法に基づいた主務大臣意見を無視したこの方法書は、決して法に基づいた方法書とは認められない。このような事業者の姿勢は、</p>	<p>主務大臣(経済産業大臣)のご意見は、今後の配慮事項(方向性)としてのご意見であり、見解15の【本方法書における風力発電設備等の配置等の考え方について】に記載したとおり、本方法書における風力発電設備等の配置等に関しましては、経済産業省の解釈として、検討段階である場合には、暫定の計画であることを注記で記載すること、また暫定計画は配慮書と同様の配置でもよい旨のご指導をいただいております。</p> <p>また、本方法書における「第8章 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」の記載内容についても、準備書段階において検討していく配慮の内容を整理して記載するようにご指導をいただいております。個々の主務大臣意見については、「2.今後の計画設計において配慮すべき事項の内容」(p.222)において反映させていただいております。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>法を無視したと言えるので、今回の方法書は撤回し、作成し直すべきである。</p> <p>なお、法第三条の五に基づいて、環境大臣は主務大臣に意見を述べている(2014年2月21日)。すなわち、1) 今後、事業計画のさらなる検討に当たって、住居等への騒音及び超低周波音、風車の影の影響を配慮すること、2) 伐採等の改変による水環境への影響を配慮すること、3) 尾根部の森林の抜開を避け、新たに生じる林縁部分をできる限り小さくすること、等である。これは、主務大臣意見に反映されているので、この方法書は、主務大臣意見だけではなく、環境大臣意見にも回答しない事業者見解を示したことになる。</p>	
29	<p>(3) 北海道知事の意見に対する事業者見解に認められる問題</p> <p>法の第三条の七に基づき、この計画の配慮書に対して、関係する行政機関である北海道知事から、環境の保全の見地からの意見(2014年3月27日)が出されており、方法書ではそれに対する事業者見解が示されている。</p> <p>とくに総括的事項に関して「当該調査、予測、評価の結果及び当該評価結果に基づく構造・配置または位置・規模に係る検討の経緯等について、方法書に記載すること」を求めた北海道知事意見に対して、多くの項目に関して「今後、現地調査を含めた現況把握や事前検討を行い」「今後、準備書の段階で記載する」との事業者意見を述べている。「方法書に記載すること」を求めた知事意見を無視し「準備書に記載する」とした事業者見解は、まことに不遜で知事意見を蔑ろにしていると言わざるを得ない。しかも、配慮書から準備書に一足飛びに飛躍させた見解を示したことは、方法書段階の検討を無視し、法に基づかないことになると思われる。</p> <p>上記に関する事業者見解において、最後に「これらの方法書の事業計画に係る検討の経緯等については、「第8章 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容 第2節 方法書の事業計画の検討過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」に記載しました。」と付記されている。しかし、そこに示された、事業者が「準備書の段階で記載する」と先送りした理由はまことに説得力に欠けるので、第8章は、すべての意見に対する言い訳として作成された文章としか思われぬ。</p> <p>以上、方法書を軽視した事業者の姿勢は、極めて遺憾と言わざるを得ない。また、事業者に対して、環境大臣意見を反映した主務大臣意見、知事意見ならびに一般の意見が出された3月以降、調査適期である4月～10月の間に現地調査を行わず、準備書で対応する旨を強調する方法書を提出した姿勢は、決して許されることではない。</p>	<p>見解15の【本方法書における風力発電設備等の配置等の考え方について】及び【配慮すべき事項について】をご参照ください。</p> <p>また、環境アセスメントの現地調査は、方法書に基づく調査の手法を踏まえて実施するため、その結果は準備書に記載いたします。</p>
30	<p>(4) 一般の意見に対する事業者見解の問題</p> <p>一般からの意見も多数提出されている。それに対して、事業者は、指摘された具体的な項目について個別の見解を示さず、事業者の恣意によって多数の意見をグループ化して簡単に応えている。そのため、個々の意見に直接的、かつ真摯に応えないことになり、見解が分かりにくい結果となっている。一般の意見に対する事業者見解は、それだけではなく、多くの項目において「今後、準備書段階で影響の回避又は軽減の配慮を行う」旨が記されている。また「一般の環境の保全の見地からの意見の概要とそ</p>	<p>配慮書についての一般からのご意見に関しましては、意見書に記載されている文章の中でご意見と判断される部分を対象に記載させていただきました。また、同じ内容の見解に繋がる場合には、重複した見解を個々に記載するよりも、ご意見の内容に応じて整理した見解を示した方がわかりやすいと判断して、方法書「第6章 6.3 一般の環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解」(p.151～166)のとおり記載いたしました。なお、本報告書で</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>れに対する事業者の見解」を述べているが、一般の意見に対して、事業者の恣意によって取り上げられない意見内容があるとの情報が寄せられている。それは、望来層を含む地質の層が活褶曲を形成していることについて記載されず、それに対する事業者見解が示されていないという。事業者は、すべての意見に対して項目ごとに誠実に事業者見解を示すべきである。</p> <p>実際、一般から寄せられた多数の意見は、既述の主務大臣意見・環境大臣意見・道知事意見を具体的に述べた意見内容に当たるので、方法書であると言うならば、意見の各項目に関して詳細かつ真摯に事業者見解を示すべきである。</p> <p>そのため、私たちは、次に述べる各論において、新たな意見を追加するとともに(No.31～32、No.35～37、No.47～51)、以前に提出した配慮書意見を再掲するものである。改めて作成すべき方法書において、私たちが指摘した問題点について、真摯に対応した見解を示していただきたい。</p>	<p>は、左記ご意見を踏まえて、個別に見解を記載いたしました(見解の内容によっては、前出の見解参照とさせていただきます)。</p> <p>以下、見解31～32、35～37、47～51をご参照ください。</p>
31	<p>・方法書における風力発電設備の配置計画の設定(方法書8頁)</p> <p>標記に関する方法書の記述は、配慮書の内容を一步も出していない。方法書8頁において、2行目に「本事業において配慮すべき事項の方向性がある程度具体的になってきたものとする。」と記され、4行目に「配置等の検討にあたっては、これらの配慮すべき事項を踏まえて現地調査等による・・・」と記されている。しかし、以上の配慮すべき事項については、具体的にまったく記載されていない。この項目は、配慮書において整理した複数案による予測・評価の結果や配慮書に対する意見内容から導かれた重要な項目であるので、具体的な記述が必要である。また、上記の「ある程度具体的になってきた」という意味が不明であるので、まさに具体的な説明が必要である。さらに「具体的な設備の配置計画は、詳細な調査や予測を行う準備書段階において決定する」との記述は、総論で述べた問題点と同様に、配慮書から準備書に一足飛びとなり、方法書としての記述がないので、方法書としての役割を果たしていない。これは大きな問題である。</p>	<p>見解15の【本方法書の位置づけについて】、【本方法書における風力発電設備等の配置等の考え方について】及び【配慮すべき事項について】をご参照ください。</p>
32	<p>・電気工事(方法書11頁)</p> <p>北海道電力の送電線との連系に関して、連系点は事業予定地内を横断する既設の望来線の送電柱を予定、と記されている。しかし、北海道電力のホームページ(北海道電力管内の系統連系制約マップ(22kV～110kV系統))によると、この事業計画が連系する望来線の受け入れ可能量は1万kW未満となっている。したがって、明らかに、この事業による24,000kWすべてを新たに連系することはできない。住民説明会では、北海道電力との連系協議は「これからである」との事業者説明があったが、上記の量的制約のために、方法書における説明は架空のものとなり、新たな送電線設置が必要になると考えられる。その点から、送電線設置による環境影響を評価することが、新たな評価項目としなければならない。</p>	<p>北海道電力との連系に係る具体的な協議はこれから行う予定ですが、環境影響評価法に基づく手続きは長期間を要するため、将来的に事業をスムーズに展開するための準備として、環境影響評価手続きを進めさせていただいております。</p> <p>送電線についても今後の協議となりますが、極力既設の送電線設置箇所を活用する形で対応できればと考えております。</p>

配慮書についての意見に対する見解について

No.	意見の概要	当社の見解
33	<p>要約書のP69の「住居地区への騒音及び超低周波音、風車の影の影響が懸念される。住居地区への影響を回避・低減するように配慮すること」との経産大臣の意見に対して環境影響を回避又は低減すると返答されていますが、P71の北海道知事の超低周波音についての意見については、低周波については未解明で明確な基準がないので最新の知見や他の事例を参考にして評価を行うと異なった返答をされていますが、その理由及びどちらが事業者の考えかをお知らせください。</p>	<p>環境影響評価の手法とし、「回避又は低減に係る評価」と「環境保全目標との整合性に係る評価」の2つがあります。</p> <p>前者は、すべての項目の評価の手法として設定しており、要約書p.69では、騒音及び超低周波音、風車の影についても、環境影響の回避又は低減に配慮していく考えを記載しております。</p> <p>後者は、基準値等の明確な基準がある項目については評価の手法として環境保全目標を設定しておりますが、超低周波音については明確な基準がないため、要約書p.71では、最新の知見や環境影響評価の事例等を参考にし、前者と同様に環境影響の回避又は低減の観点から評価を行う、という考えで記載しております。</p>
34	<p>・望来層について 『配慮書』についての意見で、私の意見の中から、望来層に代表される当該地の地層についての記述がすっぱり抜けていた。日本の地形レッドデータブックの活褶曲そのもので、背斜(うねに凸の褶曲)にあたり、200mくらいの層の望来層(頁岩)がある。私は素人なので、望来層が活褶曲そのものであることを、専門家に確認してほしい。</p>	<p>配慮書についての一般からのご意見に関しましては、意見書に記載されている文章の中でご意見と判断される部分を対象に記載させていただきました。</p> <p>詳細な施工計画の設計にあたっては、既存資料及びボーリング調査結果から想定地質断面図等を作成し、活褶曲に該当するかどうかを把握し、必要に応じて専門家のご意見をお伺いいたします。</p>
35	<p>・主務大臣(経済産業大臣)の意見に対する事業者の見解(方法書147頁) 主務大臣が述べた第4の意見「施工に伴う残土の処分に伴う改変箇所の配置の検討にあたっては、環境影響を回避、低減するように配慮すること」に対して、「残土の処分箇所については、過去に人為的な改変を受けたススキ群団等の事業予定地内では相対的に自然度の低いエリアを中心に検討を行い、改変に伴う環境影響の回避又は低減に配慮していく所存です」との事業者見解が示されている。しかし、現存植生図(方法書38頁)を見ると、ススキ群団は尾根筋の支稜上に成立する傾向が強く認められるので、下流域の農業地や住宅地への土砂流出という影響が懸念される。残土による影響を回避するために、植生自然度による範囲を検討することは、この地域での検討として間違いであると考え。植生自然度は、生物多様性保全の一つの手段であるが、この場合、残土の影響を回避又は軽減するための手段になるとは決して言えないので、その適用を間違えている。</p>	<p>残土の処分箇所については、見解のとおり、ススキ群団等の事業予定地内では相対的に自然度の低いエリアを中心に検討を行う考えです。</p> <p>なお、施工時には速やかに転圧・締固めを行うこと、改変部分は在来種を考慮した早期緑化に努めること等により、下流域への土砂の流出防止を図ります。</p>
36	<p>・一般の環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解、とくに健康被害に関して(方法書157頁、表6.3-1(7)) 配慮書において最も注目すべき項目の一つとして、健康被害に直結する騒音・超低周波音があげられ、最寄りの住宅3ヶ所での騒音の予想値が計算され、A案47～53dB、B案46～50dBとの結果が示されていた。「環境省請負業務 平成24年度風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討調査業務報告書」(平成25年3月、中電技術コンサルタント株式会社)において「静穏な地域に建設される風力発電施設からの騒音影響評価のための目標値としては、住宅等静穏を必要とする施設の屋外では騒音レベル(A特性音圧レベル)35dBとすることが適当である」と</p>	<p>配慮書における騒音予測は、騒音の予測結果から、複数案による環境影響の違い、並びに本事業において配慮すべき事項の方向性を把握することを目的として行っています。また、方法書p.218の「表8-1(1)複数案による環境影響の比較」の予測の不確実性にも記載しておりますとおり、配慮書の騒音予測では、既存資料の音響パワーレベルと配慮書段階での風力発電機の諸元(配置、高さ)を用いて距離減衰による騒音レベルを求めたものであり、基準値等との比較を行うものではありません。</p> <p>風力発電設備等の配置等は、今後、準備書段階において現地調査による現況把</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>の記述があるが、上記の予想値はこれを大きく上回っている。</p> <p>しかし、事業者回答の中で「本事業において配慮すべき事項の方向性を把握できることから、近接する住居を対象に騒音で代表して予測を行いました」と記されている。「配慮すべき事項＝最寄りの住宅での騒音レベル」が「どの程度高いのか＝方向性」を把握できるので、上記35dBとの比較が必ず必要である。方法書では「環境基準等との評価を行うものではありません」と記されているが、準備書段階でどのような評価を行おうとするのか、まったく不明である。配慮書の計画段階における評価が導入されたのは、事業実施前の早い段階で、重大な環境影響を引き起こす要因を取り除くためであるので、方法書では、真摯な回答が示されなければならない。</p> <p>石狩市厚田区に建設中の別会社の風車、2500kW級の2基については、風車による騒音レベルの予測値が1.1km離れた地点で31dBである。この値であっても1/3オクターブバンド中心周波数別音圧レベルで解析した場合、60～80Hzで健康影響を引き起こす危険性がある音圧レベルとなっている。この厚田風力の事業者は、健康被害が生じないとは言わず、石狩市と協定書を結び、万が一の事態に備えている。</p> <p>他方、本事業計画は、定格出力3000kWの風車が8基建設される計画であり、最寄りの住宅までの距離がA案で400m、B案で750mしか離れていない。風車による騒音予想値であるA案47～53dB、B案46～50dBの数値は、無謀な計画であることを示している。事業者に対して、経済産業大臣、北海道知事、石狩市長意見を含む一般から、配慮書の中で騒音・超低周波音について懸念する多数の意見が出されている。それ故に、配慮書に示した風車の配置と規模の事業計画をそのまま、今回の方法書に引き継ぐ事業者の姿勢は、決して許されることではない。</p>	<p>握や事前検討を行い、その結果を踏まえて決定してまいります。したがって、施設の稼働に伴う騒音については、準備書で決定する風力発電機の配置、計画熟度に応じて選定する機種のパワーレベル、地形等による回折を見込んだ予測を行い、その結果を環境基準等の環境保全目標と比較し、影響の程度を把握します。</p> <p>なお、「環境省請負業務 平成24年度風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討調査業務報告書」(平成25年3月、中電技術コンサルタント株式会社)では、風車騒音の影響評価手法の提案として目標値35dBが記載されておりますが、現時点において国の基準等として明確に定められたものではなく、環境省の風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会において、引き続き予測・評価の手法について検討されております。したがって、施設の稼働に伴う騒音の評価については、方法書p.181に記載のとおり、騒音に係る環境基準等を参考として検討を行うこととしています。</p>
37	<p>・配慮書に対する意見の再掲</p> <p>私たちが提出した配慮書意見に対して、事業者は、指摘された具体的な項目ごとに見解を示さず、事業者の恣意により多数の意見を一括して、簡単な見解を示している。そのため、私たちの意見に対して、事業者はほとんどの項目に誠実に応えてはいない。シャドーフリッカーの測定時刻を変更することや超低周波音の予測地点に小中学校等を加える程度に、私たちの意見に多少は対応したところがあるだけと言える。他方、ほとんどの項目について「今後、準備書等において対応する」旨が強調されており、方法書として実際の検討結果を記していない。したがって、ここに改めて、配慮書に対する私たちの意見を再掲するので、新たに作成し直した方法書において、方法書としての明快な事業者見解を示すべきと考える。</p> <p>.....</p> <p>(以下、2014年2月12日に提出した配慮書に対する私たちの意見)</p> <p>「(仮称)八の沢風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に関する意見</p> <p>発電所に係る環境影響評価の手続きの一つとして、環境の保全の見地から、事業者は、配慮書を作成して経済産業省、環境省、地方自治体の意見を求めるとともに、住民など一般の方々に対して公告・縦覧(縦覧期間30日程度)して意見を求め、以上の</p>	<p>配慮書についての一般からのご意見に対する見解に関しましては、同じ内容の見解に繋がる場合には、重複した見解を個々に記載するよりも、ご意見の内容に応じて整理した見解を示した方がわかりやすいと判断して、方法書「第6章 6.3 一般の環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解」(p.151～166)のとおり記載いたしました。</p> <p>また、本方法書において「今後、準備書等において対応する」という主旨の見解を示している理由は、見解15の【本方法書の位置づけについて】及び【本方法書における風力発電設備等の配置等の考え方について】に整理して記載しておりますので、そちらをご参照ください。</p> <p>なお、再掲されている配慮書に対するご意見への見解については、下記に個々に記載しておりますが、上記の理由から見解の主旨は変わりません。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>意見を考慮して、その後の具体的な事業計画の作成や調査・予測・評価に係る方法書以降の手続きを行うこととされております。</p> <p>標記の配慮書について、環境影響評価法に基づき、私たちの意見を述べますので、この計画について慎重な再検討をお願いします。</p>	
	<p>1. 第2章 配慮書事業特性に関する事項について  (1) 第1節 第一種事業の目的(配慮書2-1頁)  標記の目的において、「本事業の実施に伴い、・・・民有林の適正管理による地域の防災や身近な自然林の保全に寄与する・・・」と記載されている。</p> <p>しかし、まず、この事業の実施によって、8基の風車設置場所だけではなく、それらを結びつける管理道路、風車搬入のため大型トレーラーが通行可能な車道掘削あるいは車道拡張のため、自然林が大規模に伐採されることが明らかである。すなわち、自然破壊は明らかであるが、反対に、自然林の保全に寄与する内容はまったく不明である。その点に関する具体的な内容は、配慮書に詳しい記述されていない。また、配慮書には、民有林の適正管理が行われ、地域の防災に寄与するという内容も記述されていない。したがって、記された目的のうち、防災や自然林の保全に寄与することに関して、この風車建設計画と全く結びつけることができない。</p> <p>環境影響評価の手続きとして重要な配慮書の段階において、自然を破壊する事業について、逆転させた表現、自然の保全を目的とするとの表現は決して許されることではない。この表現は、具体的内容が伴わず、非常に大きなまやかしと判断できるので、撤回すべきである。</p>	<p>事業予定地は、民間事業者が所有する遊休地を中心とした区域であり、自然再生エネルギー普及への貢献に寄与できる土地の有効活用に対する要望を受けて、風力発電事業の立案に至りました。</p> <p>今後の事業の検討にあたっては、配慮書における予測・評価の結果や配慮書に対するご意見の内容等から、本事業において配慮すべき事項の方向性がある程度具体的になってきたものと考えております。今後、準備書段階において、現地調査を含めた現況把握や事前検討を行い、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置等の事業計画や施工計画、環境保全措置を具体的に検討、設計し、環境影響の回避又は低減に配慮した事業を展開したいと考えております。</p> <p>また、本事業の供用後には、事業地内を定期的に見回り、土砂流出時には早期復旧を行う等、適切な維持・管理を行い、地域の防災や身近な自然林の保全に寄与していきたいと考えております。</p>
	<p>(2) 第2節 配慮書事業特性 5. 第一種事業の概要(配慮書2-4～2-5頁)</p> <p>複数案の検討内容が記述されている。しかし、均等配置案の8基に対して、緩衝配置案は道道527号線に近い2基(WT1とWT3)を車道から少し離れただけの微修正であり、2つの案は、風車建設が本来的に有する環境影響問題(自然破壊や健康被害などの諸問題)に真摯に対応した複数案とは言えない。環境影響評価に関わる複数案を考えるならば、例えば、本事業のように学校・老人ホーム・住宅地に近く健康被害が懸念され、車道に近く事故の影響も懸念される場合と、住宅地などや車道から十二分に離れ健康被害などの問題が生じない場所に建設される場合を比較考量し、問題を回避できるかどうか対比することが基本である。</p> <p>他方、図2.5-1(2-5頁)に示された風車の配置を見ると、個別の風車建設位置について問題点を指摘できる。例えばWT7とWT8もまた、別の車道(通称「五の沢林道」)に近すぎるので、ブレードの落下やナセルの出火等、事故がおきた場合危険になると判断される。また、WT2は、8.2.6 国土防災に係る指定地域(3-60頁)として指定された急傾斜地崩壊危険箇所(急065、急060)に近接しているため、風車建設地として適さないと考えられる。一方、建設予定地の東側に標高100m以上の厚田丘陵の稜線があり、主風向が東から南であるため、標高60～80mに予定されたWT1、WT3及びWT5の3基は、山かげに位置することになる。以上のように、1基ごとに個別の風車を考えても、建設によって生じる自然破壊や事故対策などの問題回避が考えられているとは言えない。</p>	<p>配慮書における複数案(A案、B案)は、事業計画の初期検討段階として、複数案による環境影響の違い、並びに本事業において配慮すべき事項の方向性を把握することを目的として設定したものであり、事業計画として決定した案を示したものではありません。</p> <p>今後、準備書段階において、現地調査を含めた現況把握や事前検討を行い、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置等の事業計画や施工計画、環境保全措置を具体的に検討、設計し、環境影響の回避又は低減に配慮した事業を展開したいと考えております。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>(3)第2節 配慮書事業特性 6.工事の実施に係る期間及び行程計画の概要(2-6～2-7頁)</p> <p>工事期間及び工事工程に関して、「変電所を建設し」と記されているが、変電所がどこに計画されているか、示していただきたい。</p> <p>また、進入路として使用が想像される現在の林道は、アスファルトで簡易舗装されているが、道幅は乗用車がようやくすれちがうことができる程度の狭いもので、カーブもアップダウンも大きい。そのため、この林道に大型トレーラーやダンプが通行できるようにするためには、かなり大掛かりな拡張工事が伴うと考えられる。進入路・管理用道路として、上記の林道を使用する場合は、拡張される車道、広さ、残土量、法面(のり面)などについて具体的に示していただきたい。他方、進入路・管理用道路を新たに掘削する場合でも、車道の広さ、残土量、法面などについて具体的に示していただきたい。</p> <p>さらに、電気工事に関して、北海道電力の送電線に連系させるためのルート図を明示していただきたい。風力発電機から連系変電所までの配電線は、場内の進入路、管理道路沿いに計画とあるが、それらの間の配電線工事による環境改変状況を具体的に示していただきたい。</p>	<p>連系変電所の配置や風力発電機から連系変電所までの配電線のルート等、並びに進入路・管理用道路については今後、準備書段階において、関係機関との協議、現地調査を含めた現況把握や事前検討を行い、その結果を踏まえて具体的な事業計画や施工計画を決定いたします。</p> <p>これらの電気工事の計画、進入路・管理用道路の詳細な配置や改変面積、残土量、法面等の情報については、準備書にて記載いたします。</p>
	<p>(4)第2節 配慮書事業特性 7. その他第一種事業に関する事項(2-8頁)</p> <p>廃棄物に関する事項として、「残土は、すべて事業予定地内で処分し、場外への搬出は行わない」とあるが、約69,000～86,000m<sup>3</sup>もの残土を自然環境に配慮した方法で処分することはできるのか、具体的な方法と処分する場所を明示していただきたい。</p>	<p>造成等の施工計画や残土の発生量、処分の方法については、今後、準備書段階において、現地調査を含めた現況把握や事前検討を行い、具体的に設計してまいります。これらの検討にあたっては、残土の発生抑制に配慮するとともに、残土の処分場所についても、過去に人為的な改変を受けたススキ群団等の事業予定地内では相対的に自然度の低いエリアを中心に検討する所存です。</p>
	<p>2. 第3章 配慮書地域特性に関する事項について</p> <p>(1)第1節 自然的状況(2.水環境、3-18頁)</p> <p>水環境の状況・水象の状況(3-10頁)の中で、事業予定地最寄りの一級河川として知津狩川があり、石狩川に河口付近で合流することが記されている。他方、全国の風力発電建設地における土地改変の事例を考え合わせると、森林伐採や、風車・道路の建設のための大規模な土地改変に伴う大量の土砂流出が想定される。これらの土砂が石狩川河口付近に流れ込み、石狩湾岸一帯の漁業資源に対する悪影響が計り知れないと危惧される。したがって、土砂流出防止について具体的な対策を示していただきたい。また、土砂流出や濁水などによる漁業への影響が発生した場合に、どのような対策を講じるのか、具体的な対策案を示していただきたい。</p>	<p>施工時には、造成箇所を速やかに転圧・締固めを行うことにより、土砂の流出防止を図るとともに、仮設沈砂池や仮設調整池等を設置することにより、工事中の濁水発生防止を図る計画です。</p> <p>なお、本事業による海域への影響については、事業予定地が海岸から約5km内陸側に位置しており海域の直接的な改変はないこと、工事にあたっては適切な濁水防止対策を講じる計画であることから、海域への影響要因はないものと考えております。</p>
	<p>(2)第1節 自然的状況(4.地形及び地質、3-18頁)</p> <p>事業予定地全体が「日本の典型地形」に記載されている石狩丘陵(活褶曲)の上にある。活褶曲は、活断層とともに活構造と言われ、今も活動を続ける地形の一種である。この地形は、地震のたびに曲がる動きをするので、2004年の中越地震においても活褶曲の魚沼丘陵と東山丘陵の活動の関連性が指摘されている。また、事業予定地の近くには、昭和20～40年代に操業されていた八の沢油田があり、地下の地向斜部分に石油が溜まっている可能性がある。したがって、地盤の安定性の観点、かつ安全性の観点から、科学的な調査とそれに基づく影響の予</p>	<p>詳細な施工計画の設計にあたっては、既存資料及びボーリング調査結果から想定地質断面図等を作成し、活褶曲に該当するかどうかを把握し、必要に応じて専門家のご意見をお伺いいたします。また、併せて、油田跡地の状況を把握し、地盤の安定性及び安全性について確認いたします。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>測が必要である。</p> <p>(3)第1節 自然的状況(5.動植物、3-23頁)  動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況(3-23頁)については、記述内容に大きな不足がある。まず、動物に関して重要な種として哺乳類のエゾシマリス、鳥類のエゾライチョウ、コハクチョウ、オシドリ、オジロワシ、昆虫類のゴマシジミの合計6種が挙げられているが、重要な動物はそれだけではない。  この地域は、美唄市宮島沼、当別川流域、石狩市マクンベツ湿原など石狩川中下流域を一大生息圏とするハクチョウ類・ガン・カモ類にとって貴重な採餌場となっている。春季と秋季には八の沢地区の水田にハクチョウ類・ガン・カモ類が数百羽から数千羽の規模で落穂をついばむ優雅な姿が目撃される。したがって、ハクチョウ類・ガン・カモ類が回転するブレードによって事故死する事態が十分に危惧されるため、この地域は、風車建設に極めて不適当な地域といえる。また、予定地では、オオジシギの繁殖、絶滅が危惧されるヤマコウモリ、ウズラ、オオタカなどの飛翔性哺乳類や鳥類も生息が知られている。  鳥類に関して、重要な種が4種であると少なくとも記述されているが、採餌範囲を含む鳥類の生息圏(遠方からの飛来)を考えると、そうした既存文献調査がまったく不足であり、石狩平野や石狩低地帯など広範な地域における事前調査とそれに基づく評価が必要である。鳥類だけではなく、エゾヒグマなど移動性が高い動物についても、北海道の中程度の地域区分(例えば道央圏)を対象にした既存文献調査が必要であり、狭い範囲を対象にただで貴重種がないという評価・判断はできないはずである。以上を合わせると、広範な事前調査が必要であり、かつ、実際の現状把握調査も真摯に行った上で、事前の慎重な評価をしていくべきである。  他方、植物の生育状況(3-23頁)に関しては、「文献に基づく、重要な種及び重要な植物群落は確認されなかった」と記述されている。しかし、5.5-7頁では、森林内にフクジュソウ、シラネアオイ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、クロミノハリスグリ、ミヤマママコナ、エゾヒョウタンボク、カタクリ、サルメンエビネなどの生育可能性、ササ群落やススキ群落にホソバノツルリンドウ、オナモミなどの生育の可能性が明記されている。以上は、大きな矛盾である。実際には、植物の現状調査によって希少種が新たに把握される場合が少なくないので、3-23頁のような、現地調査をしない事前からアプリアリに、希少種が少ないと表現することは、環境影響評価そのものを無視あるいは軽視した姿勢となる。ここでは、現地調査を徹底すると表現するなど、謙虚で慎重な表現が求められる。</p>	<p>配慮書は、事業計画の初期検討段階であることから、既存資料を主として事業予定地及び周辺の重要な種等を把握し、その生息・生育環境の改変の有無、程度といった観点から動物、植物及び生態系の予測及び評価を行いました。  今後、準備書段階において、環境アセスメント(調査、予測)を実施し、現地調査により事業予定地及びその周辺における動物相や植物相、重要な種等の生息・生育の状況や生息・生育環境等の現況を把握いたします。また、その結果を踏まえて、風力発電設備等の配置等や環境保全措置を具体的に検討、設計し、できる限り重要な種等や注目すべき生息地への環境影響を回避又は低減するよう配慮していく所存です。  また、希少猛禽類等の重要な鳥類については、飛翔軌跡や飛翔高度について現地調査で確認し、衝突率の予測も含めて影響の程度を把握いたします。</p>
	<p>(4)第1節 自然的状況(6.景観及び人と自然の触れ合いの活動の状況、3-25～3-30頁)  主要な眺望点(3-27頁)と、人と自然との触れ合い活動の状況(3-29頁)については、以下の大きな問題がある。建設予定地の南側と東側の周辺をめぐる五の沢林道は、石狩市環境課が自然観察会を行うルートである。厚田丘陵の標高140m地点からの眺めは素晴らしく、石狩平野の緩やかな起伏や日本海が見える。この自然観察会ルートほかに、八の沢油田跡、「八の沢自然林」(北海道自然環境保全指針によって「身近な自然地域」に指定されている)も観察の見どころの一つであり、建設予定地に良好</p>	<p>八の沢自然林や五の沢林道周辺については、今後、準備書段階において、人と自然との触れ合い活動の場としての利用状況について地元自治体等にヒアリング等を行い、現況を把握いたします。また、その結果を踏まえて、風力発電設備等の配置等や環境保全措置を具体的に検討、設計し、できる限り、人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を回避又は低減するよう配慮していく所存です。  五の沢林道周辺の主要な眺望点について</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>な自然散策として活用されている場所が隣接している。したがって、風車建設により、素晴らしい眺望が阻害され、自然観察活動への大きな悪影響が予想されるので、風車建設は歓迎できるものではない。</p>	<p>ては、配慮書では地域住民の利用頻度が高いと考えられる「No.6:八幡町五の沢集落」を選定しておりますが、ご意見を踏まえて五の沢林道の厚田丘陵からの眺望点「No.5:五の沢林道」を追加いたしました。</p>
	<p>(5)第2節 社会的状況(5.学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況、3-40～3-41頁)</p> <p>事業予定地の西側約3kmに聚富小中学校があり、南西側約3kmには定員100名の特別養護老人ホーム・デイサービスセンター「石狩希久の園」がある。また、これらを含む半径約3km範囲における住宅地は、図3.2-6(3-41頁)を見ると50戸を超える戸数が図示され、また、より近隣地域を示した図5.1-1(5-1-2頁)では12戸の住居等が示されており、特に数軒は約1km以内で風車群と近接している。</p> <p>このように、学校、老人ホームおよび住宅地に近接する風車建設によって、低周波音・超低周波音によるだけではなく、騒音やシャドーフリッカーなどが加わって健康被害が生じる危険性が高い。子供たちや体の弱い老人ホームの人たち、近隣の住民に対する健康被害を考えると、環境影響評価において、事前に、これら健康被害の回避を考慮しないのであれば、この事業は即座に中止すべきである。</p>	<p>配慮書の複数案による騒音の予測結果から、本事業において配慮すべき事項の方向性がある程度具体的になってきたことから、今後、準備書段階において、現地調査による現況把握や事前検討を行い、その結果を踏まえて、風力発電機の配置を決定してまいります。したがって、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音、風車の影については、準備書で決定する風力発電機の配置、計画熟度に応じて選定する機種種の諸元等を用いた予測を行い、騒音及び超低周波音、風車の影による影響の程度について把握してまいります。なお、騒音及び超低周波音の予測地点としては、ご意見を参考とさせていただきます、聚富小中学校、石狩希久の園、近接する民家を対象とする考えです。</p>
	<p>(6)第2節 社会的状況(8.環境の保全を目的とした法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容、3-42～3-62頁)</p> <p>自然関係法令等(自然公園等、3-53～3-54頁)について、既に触れたが、北海道自然環境保全指針によって指定された身近な自然地域「八の沢自然林」は、風車建設予定地の東側に隣接するので、本事業の風車建設によって、この自然保護地域への悪影響が生じてはならない。</p> <p>また、建設予定地の南側は「北海道水資源の保全に関する条例」が定める水資源保全地域「五の沢貯水池地区」に該当している。近接する農業用水池の「五の沢池」にとって周囲の山林が水の供給源となり、指定された「水資源保全地域」はそのために重要な場所となっている。この範囲にWT8の風車が建設される計画となっているので、風車の建設により森林が伐採され、地中にコンクリートの固まりが埋め込まれるなど風車建設による地上および地下の改変は水環境に大きな影響を与えると危惧される。</p> <p>土地利用計画(3-33頁)に記されているように、事業予定地は大部分が「農業地域」と「森林地域(地域森林計画対象民有林)」に指定されている。この森林地域は、水源涵養林に位置づけられ、周辺の農地が健全で豊かな農地としてあるために配慮されている。さらに、建設予定地の北から西側を流れている知津狩川も農業用水を提供しているので、事業計画では、河川流域の土地改変についても極めて慎重な検討内容が示されなければならない。</p>	<p>八の沢自然林周辺については、今後、準備書段階において、人と自然との触れ合い活動の場としての利用状況について地元自治体等にヒアリング等を行い、現況を把握いたします。また、事業予定地の南側の水資源保全地域周辺についても、今後、準備書段階において、現地調査を含めた現況把握や事前検討を行います。そして、それらの結果を踏まえて、風力発電設備等の配置等の事業計画や造成等の施工計画、環境保全措置を具体的に検討、設計し、できる限り、人と自然との触れ合い活動の場や水資源の保全に配慮していく所存です。</p> <p>また、施工時には、造成箇所を速やかに転圧・締固めを行うことにより、土砂の流出防止を図るとともに、仮設沈砂池や仮設調整池等を設置することにより、工事中の濁水発生防止を図る計画です。</p> <p>これらの環境アセスメント(調査、予測、評価)の結果は、準備書にて記載いたします。</p>
	<p>3. 第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法について(4-1～4-7頁)</p> <p>第1節 計画段階配慮事項の選定において、選定する理由又は選定しない理由が簡単に記述されている。まず、選定しない理由の中で、「・・・により、影響の回避・低減が可能であるため、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない」との記述が</p>	<p>配慮書手続の目的は、「事業の実施による重大な環境影響の回避・低減を図ること」とされており、配慮書においては、環境影響との関連が大きい風力発電機の存在や地形の直接改変といった要因に着目し、「騒音及び超低周波音」、「地形及び地質」、「風車の影」、「動物」、「植物」、「生態系」</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>諸所にある。基本的に、上記の回避・低減の可能性について、本来は方法書以降ではなく、この配慮書に具体的かつ詳細な説明が必要である。</p> <p>個別に述べると、表4.1-2(1)に示された騒音及び超低周波音については、施設の稼働時だけではなく、工事中の環境影響評価が必要である。また、水環境、動物、植物、生態系、廃棄物(産業廃棄物と残土)などにおいて、改正主務省令の風力発電所に係る参考目標に掲げられた項目(表4.1-1)であるにもかかわらず、本事業では選定されない項目が少なくない(表4.1-2(1)~(3))。特に、工事の実施中と造成等の施工による一時的な影響に関して、この配慮書では対応していない項目が多いので、それらの影響評価が必ず必要である。さらに、人と自然との触れ合いの活動の場についても、自然観察会や自然散策などの自然活用ができなくなる影響について、工事中、施設の存在及び供用時について評価されるべきである。</p>	<p>及び「景観」を計画段階配慮事項として選定しました。また、「環境アセスメント技術ガイド 計画段階環境配慮書の考え方と実務」(環境省総合環境政策局環境影響評価課監修)を参考とし、方法書以降での環境保全措置で回避又は低減が可能と考えられる事項や現段階では詳細な計画を設計できない工事中の環境影響要因については、計画段階配慮事項の対象としていません。</p> <p>今後、準備書段階において、現地調査を含めた現況把握や事前検討を行い、事業計画や施工計画、環境保全措置を具体的に検討、設計してまいります。その結果を踏まえて、準備書において環境影響評価項目の調査、予測及び評価の結果を記載いたします。</p>
	<p>4. 第5章 調査、予測及び評価の結果について</p> <p>(1)騒音及び超低周波音の現況調査において超低周波音を調査しない重大な欠陥(5.1-1~5.1-7頁)</p> <p>騒音及び超低周波音の現況調査に関して、被影響対象が図5.1-1に図示されているが、およそ2km以内の住居等が含まれているに過ぎない。このことは、この配慮書の非常に大きな欠陥である。本来、事業者は、風力発電が引き起こす健康被害に対して、被影響対象の範囲を広く扱い、決して被害者を生み出さないという宣言が必要と考える。</p> <p>風車が発する低周波音・超低周波音による健康被害は国内外の事例によると、800~1,500kW程度の規模で約3kmに及ぶこと、そして大型風車になるほど影響が及ぶ範囲が遠くなることから知られている。したがって、3,000kW規模の風車8基からなる本事業では、被影響対象として事業予定地から4~5kmの範囲を考慮するのが悪影響を回避する重要な観点と考えられ、何よりも、約3kmの範囲にある聚富小中学校と老人ホーム「石狩希久の園」、そして住宅地は、確実に被影響対象とすべきである。</p> <p>さらに、5.1-3~5.1-7頁の騒音及び超低周波音の予測に関して、予測項目として「被影響対象の騒音レベル」だけが記され、「超低周波音」が記されていない。表題に超低周波音の項目はあるが、低周波音・超低周波音に関して記述内容がなく、すべて「騒音レベル」で片づけられている。このこともまた、配慮書における非常に大きな欠陥であるので、低周波音・超低周波音に関して、必ず、広範な対象地域において事前の現況調査と影響評価を行うべきである。</p>	<p>配慮書においては、騒音の予測結果から、複数案による環境影響の違い、並びに本事業において配慮すべき事項の方向性を把握できることから、近接する住居を対象に騒音で代表して予測を行いました。また、方法書p.218の「表8-1(1) 複数案による環境影響の比較」の予測の不確実性にも記載しておりますとおり、配慮書の騒音予測では、既存資料の音響パワーレベルと配慮書段階での風力発電機の諸元(配置、高さ)を用いて距離減衰による騒音レベルを求めたものであり、基準値等との比較を行うものではありません。</p> <p>配慮書の複数案による騒音の予測結果から、本事業において配慮すべき事項の方向性がある程度具体的になってきたことから、今後、準備書段階において、現地調査による現況把握や事前検討を行い、その結果を踏まえて、風力発電機の配置を決定してまいります。また、準備書で決定する風力発電機の配置、計画熟度に応じて選定する機種のパワーレベル、地形等による回折を見込んだ予測を行い、騒音及び超低周波音による影響について把握してまいります。なお、騒音及び超低周波音の予測地点としては、ご意見を参考とさせていただき、聚富小中学校、石狩希久の園、近接する民家を対象とする考えです。</p>
	<p>(2)騒音及び超低周波音の現況調査において騒音レベルで考えただけでも指摘できる重大な欠陥(5.1-1~5.1-7頁)</p> <p>図5.1-2(1)風力発電機の位置図(A案)(5.1-5頁)における「地点①」は、騒音予測地点(近接する住居)と図示されているが、ここは、「風力発電機設置予定位置(WT3)」から400m程度しか離れていない。この距離は、定格出力3,000kWの発電機の音響パワーレベルを「環境省請負業務平成24年度風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討調査業務報告書」(平成25年3月、中電技術コンサルタント株式会社)「(以下「環境省請負業務報告書」と呼ぶ)の事例を参考に110dBとしているが(5.1-4頁)、</p>	<p>配慮書においては、騒音の予測結果から、複数案による環境影響の違い、並びに本事業において配慮すべき事項の方向性を把握できることから、近接する住居を対象に騒音で代表して予測を行いました。また、方法書p.218の「表8-1(1) 複数案による環境影響の比較」の予測の不確実性にも記載しておりますとおり、配慮書の騒音予測では、既存資料の音響パワーレベルと配慮書段階での風力発電機の諸元(配置、高さ)を用いて距離減衰による騒音レベルを求めたものであり、基準値等との比較を行うものではありません。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>かなり大変な騒音の影響を被る近距離と言える。さらに「地点①」は、図5.2-1 標高区分図(5.2-2頁)によると、事業予定地と谷を挟んで対面する標高40～80mの斜面を背負っている。低周波音・超低周波音の影響は、国内外の事例を比較検討すると、山を背負う谷間で顕著に生じる場合が少なくないので、その点の詳細な調査予測が必要と考える。</p> <p>配慮書における、「地点①」に含んだ被影響対象での騒音レベルは、A案(均等配置)で47～53dB、B案(緩衝配置)で46～50dBと評価し、配置による差異がわずか1～3dBしかないことを記している。しかし、それだけでは、「騒音レベルの低減が図られているものと評価する」(5.1-7頁)という結論をいうことができない。複数案によって環境影響の低減・回避を目指すという観点から、これらの案は、そうした意味での複数案とは言えない、いずれもまったく不十分な案である。</p> <p>さらに、配慮書における被影響対象での騒音レベルの予測結果(A案47～53dB、B案46～50dB)は、以下の理由から、大きな問題となる。「環境省請負業務報告書」によれば、「静穏な地域に建設される風力発電施設からの騒音影響評価のための目標値としては、住宅等静穏を必要とする施設の屋外で、騒音レベル(A特性音圧レベル)で35dBとすることが適当であると考えられる」とある(76頁、6.4.8風車騒音の影響評価における目標値(3)目標値の設定)。今回の予測値はこの35dBを大きく超えているので、夜間の不眠を引き起こす可能性が相当高いと判断される。騒音レベルの予測結果だけでも、計画の中止が要望される。ただし、この35dBという数値は、低周波音・超低周波音の領域も含めて、すべてを騒音レベル(A特性音圧レベル)で処理する場合の数値であり、健康被害の実態に合わない処理方法となっている。そのことは明確に考慮されなければならない。</p> <p>参考にしている風力発電機の音響パワーレベルは、定格出力3,000kWで110dBとしているが、その論拠や文献は明記されなければならない。さらに、明確な論拠説明のためには、110dBの値を算出した関連データとして、超低周波音を含む全範囲の1/3オクターブバンドごとの、重みをつけない物理量としての周波数特性とオーバーオール値が公開される必要がある。</p> <p>なお、図示された地形図上では、風車WT1から100m程度のところに家屋の印が付いている。5.1-7頁で「風力発電機にもっとも近接する地点①」との記述があるので、古い地図での廃屋になっている事態が考えられるが、確認の上、一般に向けて説明する必要がある。</p>	<p>配慮書の複数案による騒音の予測結果から、本事業において配慮すべき事項の方向性がある程度具体的になってきたことから、今後、準備書段階において、現地調査による現況把握や事前検討を行い、その結果を踏まえて、風力発電機の配置を決定してまいります。また、準備書で決定する風力発電機の配置、計画熟度に応じて選定する機種のパワーレベル、地形等による回折を見込んだ予測を行い、騒音及び超低周波音による影響について把握してまいります。また、風力発電機の諸元(音響パワーレベル等)についても、準備書に記載いたします。</p> <p>なお、方法書p.89～90に示す近接する住居①～③は、現地で確認をして設定しております。</p>
	<p>(3) 風車の影について(5.3-1～5.3-7頁)</p> <p>配慮書では、風車の影の予測方法について、「建築基準法」に準拠し、冬至日の午前9時から午後3時(真太陽時)における時刻別日影図を作成し、その影の範囲内に存在する住居の数を把握する方法としている。しかし、シャドーフリッカー(ストロボ効果)とされる陰影の繰り返しの影響は、健康被害の一つの大きな原因となるが、日の出と日没の時間帯が最も遠距離まで及ぶ。風力発電事業における環境影響評価として、健康被害を回避することが大きな目標となるので、健康被害の原因となる影の及ぶ範囲を小面積に限定すべきではない。したがって、風車の影の予測方法として、日の出から日没までの時刻</p>	<p>配慮書は、事業計画の初期検討段階であり、風力発電機の形状等の諸元も未定であるため、複数案による環境影響の違い、並びに本事業において配慮すべき事項の方向性を把握する目的で、建築基準法に準拠した手法により風車の影が及ぶ範囲について予測を行いました。</p> <p>配慮書の複数案による予測結果から、本事業において配慮すべき事項の方向性がある程度具体的になってきたことから、今後、準備書段階において現況把握や事前検討を行い、その結果を踏まえて、風力発</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>別日影図を作成すべきである。</p> <p>風車の影の予測結果である図5.3-2(1)(2)時刻別日影図(5.3-6～3-7頁)を見ると、風車の影の範囲に存在する住居の数の予測結果は0戸となっているが、午前9時よりも早い時間においてはWT5の影が最も近い住居にかかることが予想され、風車の影に関する評価が真に不十分である。また、道道527号にも午後の長時間にわたって影がかかり、通行する車への影響も危惧される。これらについても、明確に記述されなければならない。</p>	<p>電機の配置を決定してまいります。また、計画熟度に応じて選定機種形状を設定し、日の出から日の入り時刻を勘案したシャドウフリッカーによる予測を行い、風車の影による影響を把握してまいります。</p>
	<p>(4) 風力発電機の配置による空域の改変の程度について(5.4-11～5.4-12頁)</p> <p>風力発電機の配置による鳥類等の移動阻害となる風力発電機間の水平距離の差について考察しているが、これは、以下の理由から無意味である。風車の風下側にはブレード直径の約10倍の距離にわたって、気流の乱れが生じると言われる。風車は、年間を通して360度向きを変える可能性があるため、本事業の風車については、風車を中心に半径約1kmの周囲の空域に気流の乱れという改変をもたらすことになる。事業予定地のライン+1km幅のエリア、つまり五の沢池の北側3×5km四方が、地上より132mの高さ(実際にはもっと高く)にわたって気流の乱れが生じる空域となる。したがって、風車間の水平距離が問題なのではなく、広範囲に及ぶ立体的な空域の気流の乱れについてこそ調査・予測・評価しなければならない。</p>	<p>配慮書は、事業計画の初期検討段階であることから、鳥類等の移動阻害に係る複数案による環境影響の違いを把握する目的で、一つの指標として風力発電機間の水平距離から空域の改変の程度について予測を行いました。</p> <p>今後、準備書段階において、現地調査により事業予定地及びその周辺における動物相、重要な種等の生息の状況や生息環境等の現況を把握いたします。また、その結果を踏まえて、風力発電設備等の配置等や環境保全措置を具体的に検討、設計し、できる限り重要な種等や注目すべき生息地への環境影響を回避又は低減するよう配慮していく所存です。</p> <p>また、希少猛禽類等の重要な鳥類については、飛翔軌跡や飛翔高度について現地調査で確認し、衝突率の予測も含めて影響の程度を把握いたします。</p>
	<p>(5) 景観について(5.7-4頁)</p> <p>2の(3)第1節 自然的状況(6.景観及び人と自然の触れ合いの活動の状況、3-25～3-30頁)に既述したが、事業予定地に近接する五の沢林道周辺は、しばしば自然観察会が開催され、身近な自然地域に指定された「八の沢自然林」における自然散策や厚田丘陵からの眺望を楽しむ格好の場所となっている。風車建設によって、このような地域の景観に大きな支障が生じるので、「主要な眺望点の改変はない」という配慮書における予測は撤回すべきである。「主要な眺望点」として五の沢林道周辺を新たに加えて、改めて予測・評価すべきである。</p>	<p>五の沢林道及び八の沢自然林周辺の主要な眺望点については、配慮書では地域住民の利用頻度が高いと考えられる「No.6:八幡町五の沢集落」を選定しておりますが、ご意見を踏まえて五の沢林道の厚田丘陵からの眺望点「No.5:五の沢林道」を追加いたしました。</p> <p>なお、配慮書において「主要な眺望点の改変はない」と記載しておりますが、事業予定地内にビューポイントとなるような主要な眺望点が存在せず、眺望点そのものの改変はないという観点から記載をしております。</p>
	<p>5.最後に</p> <p>以上に述べたように、標記配慮書における最大の問題は、風力発電事業が環境に及ぼす影響として国内外で問題視されてきた健康被害と自然への悪影響に関して、それぞれの本質に関する項目の調査や予測をしない姿勢が諸所に認められる。例えば、健康被害に関しては、騒音・超低周波音の現況において低周波音・超低周波音を調査していないこと、それらの被影響対象を極めて狭い範囲に限定していることなど、一方、自然への影響については、鳥類を初めとして移動性の高い動物の既存文献調査を極めて狭い地域に限定して予測評価していることなど、この配慮書に認められる姿勢は、環境影響評価の本質に関わって大きな欠陥であると判断する。さらに、実際に騒音レベルの予測値が高いこと、事業予定地が単なる遊休地ではなく、水源涵養林や</p>	<p>配慮書における複数案(A案、B案)は、事業計画の初期検討段階として、複数案による環境影響の違い、並びに本事業において配慮すべき事項の方向性を把握することを目的として設定したものであり、事業計画として決定した案を示したものではありません。</p> <p>配慮書手続の目的は、「事業の実施による重大な環境影響の回避・低減を図ること」とされており、配慮書においては、環境影響との関連が大きい風力発電機の存在や地形の直接改変といった要因に着目し、「騒音及び超低周波音」、「地形及び地質」、「風車の影」、「動物」、「植物」、「生態系」</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>自然を楽しむ格好の場であることなどを考慮すると、私たちは即座に計画中止を求めざるを得ないと考えており、事業者の環境影響評価においては、まさに真摯な対応を望むところである。</p> <p>また、配慮書の公告において、事業者の著作権を主張する余り、紙媒体・印刷物として住民や一般の方が読みやすい方法を採らなかったのも、一面では、環境影響評価法の趣旨に基づく住民および一般の方からの意見提出を減少させようとした事業者主体の論理だけが感じられる。しかし、このような公告方法は、環境影響評価法の趣旨に基づく、今後に続くであろう方法書や準備書の公告の際には、決して繰り返してはいけな大きな問題点と考える。善処を求めるところである。</p> <p>他方で、本事業が目的とした「我が国のエネルギー政策や温室効果ガスの削減に寄与」を主張されるのであれば、配慮書の公告においても堂々とした方法を採用し、住民や一般の意見を堂々と受け取るべきであろう。</p>	<p>及び「景観」を計画段階配慮事項として選定しました。</p> <p>今後、準備書段階において、現地調査を含めた現況把握や事前検討を行い、事業計画や施工計画、環境保全措置を具体的に検討、設計してまいります。その結果を踏まえて、準備書において環境影響評価項目の調査、予測及び評価の結果を記載いたします。</p> <p>また、配慮書の縦覧にあたっては、公平性、透明性を確保する観点から一定のルール化が必要であり、本環境影響評価については、改正主務省令に規定されている一般の意見の聴取の方法に準拠する形とさせていただきます。また、ウェブサイトへの掲載にあたりましては、著作権保護等に関する観点から、今回の電子縦覧方法に至りましたが、個別にご要請をいただいた方を対象に、二次加工の防止等、環境影響評価図書著作権保護の観点からの取扱い（複製、販売、貸与、他のホームページへの掲載等）に関する留意事項にご承諾いただいた上で、印刷可能な媒体でご提供させていただきます。</p>

方法書の縦覧、説明会について

No.	意見の概要	当社の見解
38	<p>インターネットで公開している方法書がプリントアウトできないのは、環境影響評価法で、広く一般からの意見を求めるよう記載されているが、このことに反するのではないか。パソコンの画面でしか見ることができないようにしていることで、意見を出し難くしているように感じる。他社では要望すれば、印刷した方法書等を有料で送付する例もある。対応の改善を求める。</p>	<p>環境影響評価図書の著作権保護の観点から、ウェブサイトへの掲載にあたっては編集・印刷に制限をかけさせていただき、印刷物のご提供も対応が難しいと判断いたしました。</p>
39	<p>・方法書の縦覧方法について                      インターネット・・・これを利用できる環境にない方がいらっしゃるの困る。利用できても、紙媒体と違い全体を一度に見る事ができず、大変不都合である。また、見る事ができても、これを印刷することが適わない様になっているので、時間のある時にじっくりと見返すことができず、大変不便、不親切極まりない。</p> <p>市で縦覧・・・要約したもの1冊と、本体1冊が置いてあったが、見に行った時に、他の方と重なり、本体を見る迄に待ってなくてはならず、時間的にとても厳しかった。また、こちらもコピーを取る事もできず、本当に住民の意見をきく気持ちがあるとは、到底思えない。</p> <p>また日中仕事をしている方は、市役所の開いている時間帯に縦覧に行くなどは、無理である。仕事で疲れ帰宅し、インターネットの画面と何時間も向き合うなども無理、無茶なことである。このことから、縦覧の方法は、住民側にたちもっと真摯な態度で考えて頂きたい。コピーも可にして欲しい。誠意が感じられない。公の施設で土日も縦覧を望む。</p>	<p>方法書の縦覧方法を検討した結果、公平性、透明性の確保や縦覧物の管理の観点から、環境影響評価法施行規則に規定されている方法書の縦覧場所に準拠し、配慮書と同様に、北海道庁、石狩市役所、当別町役場を縦覧場所といたしました(北海道庁、石狩市役所では本編及び要約書を2部ずつ縦覧いたしました)。</p> <p>また、環境影響評価図書の著作権保護の観点から、ウェブサイトへの掲載にあたっては編集・印刷に制限をかけさせていただき、印刷物のご提供も対応が難しいと判断いたしました。</p> <p>なお、準備書の縦覧にあたっては、より多くの方がより利用しやすい縦覧場所を増設するなど、対応を検討してまいります。</p>
40	<p>・石狩市における住民説明会について                      平成26年10月25日(土)18:30～石狩市八幡コミュニティセンターで行われた、斐太工務店による「(仮称)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に係る住民説明会は、住民の理解を得るために設けられたとは言い難い、不十分な情報提供のものであった。</p> <p>住民側に配布された資料は、A3サイズの両面印刷をした紙1枚だけであった。パワーポイントでの説明は、説明量が多いということで「早口」で進められ、聞き取ることも書き取ることも、非常に困難であった。『方法書』を縦覧場所以外では紙媒体では見られなかったもので、住民説明会では懇切丁寧な説明があるかと思っていれば、早口で進められ、デジカメ撮影は禁止され、メモを取るため必要なテーブルのセッティングがなく(事業者にはテーブルがあったが)、石狩で行われた数度の風力発電所等の説明会のなかでも、事業者側の準備・対応が最低な部類のものでした。</p> <p>これまでの縦覧中の住民説明会では、会場となった所に環境影響評価方法書・準備書等を展示し、より多くの住民の手に取って見てもらうという姿勢が見受けられたが、斐太工務店は全くそのような姿勢は見られなかった。</p> <p>また、住民説明会の中で各種協議事項についての質問があった。地元行政の石狩市がこの「(仮称)八の沢風力発電事業に係る計画段階配慮書」に出した意見について聞かれると、「知らない。」と答えた。五の沢・八の沢地区の住民との協議を聞かれると、「近くに6件あり、話に行った。」と答えた。北電との協議をしているかと聞くと、「これからだ。」と答え</p>	<p>住民説明会は、縦覧している方法書の内容を説明する場として開催させていただき、方法書の主目的である環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について、パワーポイント及び配布資料を用いて説明させていただきました。</p> <p>なお、説明会終了後に、説明会会場におけるアセス図書の展示、並びにテーブルの設置についてご要望をいただいたため、2回目の説明会(平成26年10月26日(日)西当別コミュニティセンター)において対応させていただきました。</p> <p>石狩市長意見に関しましては、説明会においては、配慮書に対する北海道知事意見の説明はあったが、なぜ石狩市長意見の説明はないのか?というご質問に対して、「環境影響評価法」に基づく手続きの流れをご説明させていただいた上で、石狩市長意見は事業者には提出されず、北海道知事意見の中で反映される、という主旨の回答をさせていただきました。</p> <p>また、本事業については、近隣の自治会や一部の住民の方を対象に、別途事業説明を進めさせていただいております。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>た。</p> <p>のちに、私の友人の五の沢地区の住民に事業者から話があったか、と尋ねると、「家に尋ねては来ていない。」とのことであった。十分ではない。</p> <p>住民説明会で、住民の納得を得るために、石狩市との協議・近隣住民との協議・北電との協議が十分に行われている旨を説明するのかと、思いきや、そうではなかった。</p> <p>何のための説明会だったのか、非常に疑問である。住民を説得する準備も対応もない説明会しか開けないのだから、この計画は、環境影響評価手続きを中止し、建設計画を取りやめるべきである。</p>	
41	<p>10/25 18:30から開かれた斐太工務店の説明会に参加した。</p> <p>A3表裏の非常に簡単な資料が1枚配られた。</p> <p>説明は、環境管理センターの方から、早口で1時間強あり。</p> <p>その後30分程の質問タイムで時間がきたので打ち切られた。今回初めて資料を見た方もいるのに、この時間で意見をすぐに出さねばならず、また 質問も時間が無いという事で打ち切り、これで「説明会をした」という事実をつくらうとしているとしか思えず、本当に石狩市民を馬鹿にした、誠意のない態度に呆れるばかりである。</p> <p>再度の説明会を強く求める(方法書についての)。</p>	<p>住民説明会は、縦覧している方法書の内容を説明する場として開催させていただき、方法書の主目的である環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について、パワーポイント及び配布資料を用いて説明させていただきました。</p> <p>質疑応答につきましては、1時間強の限られた時間ではありましたが、平成26年11月20日(木)まで、意見書箱への投函または事業者への郵送により、ご意見を聴取する期間を設けさせていただきました。</p>

騒音・超低周波音について

No.	意見の概要	当社の見解
42	<p>騒音・超低周波音の解析には、測定値をそのまま無処理で、1/3オクターブバンド中心周波数毎の音圧レベルで、現況値と風車稼働後の予測値を表とグラフで示した上で行ってほしい。また、測定点と予測地点に風車の最寄りの住居そばを加えてほしい。最寄り住居での値がどうなるかが直接的にわかる必要がある。</p>	<p>環境騒音は、20～8,000Hzを対象に等価騒音レベル(<math>L_{Aeq}</math>)及び時間率騒音レベル(<math>L_{A5}</math>、<math>L_{A50}</math>、<math>L_{A95}</math>)を測定いたします。超低周波音は、1～80Hzを対象にG特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベルを測定いたします。なお、解析にあたっては、環境の騒音や超低周波音として相応しくない特異的な音は除外処理をします。</p> <p>また、準備書における予測結果の整理としては、騒音及び超低周波音の現況値と予測値を表で示し、超低周波音の1/3オクターブバンド音圧レベルについてはグラフでも示します。</p> <p>なお、五の沢集落では、工場等の特異的な騒音の発生源はみられないことから、五の沢ふれあい研修センター敷地内において、五の沢集落(近隣住居)を代表する環境騒音及び超低周波音を測定します。風車による騒音及び超低周波音については、近隣住居を対象に予測を行います。</p>
43	<p>現況(暗騒音)測定を行う際には、騒音領域だけでなく、必ず超低周波音領域(20Hz以下)も含めること。</p>	<p>環境騒音は、20～8,000Hzを対象に等価騒音レベル(<math>L_{Aeq}</math>)及び時間率騒音レベル(<math>L_{A5}</math>、<math>L_{A50}</math>、<math>L_{A95}</math>)を測定いたします。超低周波音は、1～80Hzを対象にG特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベルを測定いたします。</p>
44	<p>測定器のマイクロフォンに当る風雑音が問題視されている。暗騒音の測定は「無風時」に、またデータは「1/3オクターブバンドで分析し、<math>L_{eq}</math>ではなく<math>L_{95}</math>で示す」統計処理に従い、その結果をグラフ化すること(北海道環境影響評価審議会での要請項目)。</p>	<p>環境騒音は、20～8,000Hzを対象に等価騒音レベル(<math>L_{Aeq}</math>)及び時間率騒音レベル(<math>L_{A5}</math>、<math>L_{A50}</math>、<math>L_{A95}</math>)を測定いたします。超低周波音は、1～80Hzを対象にG特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベルを測定いたします。</p> <p>なお、風の影響を受けやすいとされる超低周波音の測定は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月、環境庁)に準拠し、精密騒音計(NL-62)に全天候型防風スクリーンを装着し、さらに、円筒型ウレタンフォームで囲み、風の影響を受けないように配慮して行います。マイクロフォンは、極力地表面に近づけて設置し、強風時を避けて測定を行います。また、明らかに風雑音の影響と考えられる測定値がみられる場合は、除外して解析を行う考えです。</p>
45	<p>風車の機種決定に関しては、メーカーに対して「音響パワーレベルの値」についての信頼できる情報を提供させ、「方法書」段階でも公開すること。</p>	<p>風力発電機の音響パワーレベルは、準備書段階で選定する機種のメーカー値を用いて予測を行う考えです。また、風力発電機の音響パワーレベルは、予測の結果を示す準備書にて記載いたします。</p>
46	<p>各調査地点での風車群からの予測値に関しては、周波数ごとの重みをつけない、1/3オクターブバンド中心周波数ごとの分析データをグラフ化し、各周波数帯域での暗騒音との比較を行い、現況の音環境に重大な影響が認められるのかどうかを住民に分かりやすく説明すること。</p>	<p>騒音については、環境基準が設定されている等価騒音レベル(<math>L_{Aeq}</math>)で予測を行います。超低周波音については、G特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベルで予測を行います。1/3オクターブバンド音圧レベルについては、現況値と予測値をグラフでも示します。</p>
47	<p>とりわけ騒音および超低周波音問題に関しては、詳細な現況調査結果を具体的に記述すべきであ</p>	<p>騒音及び超低周波音の現況調査及び予測は、方法書の調査及び予測の手法に</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>る。</p> <p>騒音および超低周波音の現況調査はすぐにでも実施できたと考える。騒音および超低周波音の現況(暗騒音)調査について、方法書では「計画熟度に応じて」と記しているが、調査を行う意思さえあれば、調査地点を広い範囲で設定し、いつでも測定を開始できたはずである。また、風車の機種選定についても、選択が限られているので、早々に決定し、設置点を決め、各調査地点での減衰予測値を算出することだけであるならば、長い時間は要しなかったはずである。</p> <p>方法書では、以上の調査・測定結果を評価し、北海道知事意見に応じて、「本事業の構造・配置又は位置・規模の決定に反映すること」あるいは「再検討すること」を実施し、方法書にその内容を記載すべきであった。</p>	<p>基づき実施し、その結果は準備書に記載いたします。</p> <p>また、見解15の【本方法書における風力発電設備等の配置等の考え方について】に記載しましたとおり、風力発電設備等の配置については、計画熟度が高まり、環境アセスメント(調査、予測)の結果を把握できる準備書段階において、総合的な観点から検討を行った上で決定していくことが適切であると考えことから、その結果については準備書で記載いたします。</p>
48	<p>私たちは、騒音および超低周波音に関して、配慮書に対する意見を多く述べたが、以下の意見(No.48~51)を新たに追加したい。</p> <p>1) 現況の暗騒音測定を行う際には、騒音領域だけでなく、必ず超低周波音領域(20Hz以下)を含めること。</p>	見解43をご参照ください。
49	<p>2) 測定器のマイクロフォンに当る風雑音が問題視されるので、暗騒音の測定は「無風時」に、またデータは「1/3オクターブバンドで分析し、<math>L_{eq}</math>ではなく<math>L_{95}</math>で示す」統計処理に従い、その結果をグラフ化すること。</p>	見解44をご参照ください。
50	<p>3) 風車の機種の決定に関しては、メーカーに対して「音響パワーレベルの値」について信頼できる情報を提供させ、改めての方法書段階で公開すること。</p>	見解45をご参照ください。
51	<p>4) 各調査地点での風車群からの予測値に関しては、周波数ごとの重みをつけずに、1/3オクターブバンド中心周波数ごとの分析データをグラフ化し、各周波数帯域での暗騒音との比較を行い、現況の音環境に重大な影響が認められるのかどうかを住民に分かりやすく説明すること。</p>	見解46をご参照ください。

#### 水質について

No.	意見の概要	当社の見解
52	<p>水質調査地点に五の沢池貯水池を加えるべきである。周辺の農地へ供給される水の水質は重要である。</p>	<p>今後の詳細な施工計画の検討、設計に伴い、五の沢池に工事中の排水が流入する場合には、その流入前の地点において水質調査(SS)の実施を検討します。</p>

動物・植物・生態系について

No.	意見の概要	当社の見解
53	<p>本方法書に記載されている対象事業実施区域は、春と秋におけるマガンとコハクチョウの重要な渡りコース上にあります。対象事業実施区域から南東に250メートルほど離れた五の沢地区の田んぼには毎春、必ずコハクチョウの群れが飛来し、採餌する姿を確認しています。</p> <p>コハクチョウは昼夜を問わずに飛行するものが多いですが、特に夜間は飛行中に風車のブレードが見にくくなり、事前に風車を回避する行動が取りにくいことから、バードストライクが生じる危険性が高いと考えます。</p> <p>また、対象事業実施区域から東北東に20キロほどの宮島沼を中継地とするマガン(2011年4月29日記録時最大羽数73,085羽)が同様に毎春、対象事業実施区域の周辺田畑で採餌する姿を確認しています。一方、マガンは採餌場所の周辺に風車が建つと、その利用を避けるようになる生息地放棄が生じやすい鳥種です。</p> <p>さらに、対象事業実施区域の周辺ではオジロワシの生息が確認されています。オジロワシは日本だけでなく世界的にも希少な鳥類でありながら、行動生態的にバードストライクが生じてしまうことが多い鳥で、実際に日本でもこれまでに約40羽のオジロワシが犠牲になっています。</p> <p>以上のことから、上記のような希少鳥類が本計画によって設置される発電用風車による影響を受けないよう対象事業実施区域の位置の見直しを求めつつ、当該環境影響評価方法書に対して下記(No.54～62)のように意見を述べるものです。</p>	<p>事業予定地周辺は、マガンやコハクチョウ等の渡り鳥、オジロワシ等の希少猛禽類が確認されている地域であることを踏まえ、現地調査により生息状況や生息環境の現況を把握いたします。また、飛翔高度、飛翔軌跡の調査を行い、これらの調査により得られたデータを用いて、衝突率の計算を行う計画です。</p> <p>その結果を踏まえて、風力発電設備等の配置等の事業計画や環境保全措置の内容を具体的に検討、設計し、環境影響の回避又は低減に配慮した事業を展開したいと考えております。</p>
54	<p>・対象事業実施区域で確認されている希少鳥類について</p> <p>対象事業実施区域(以下、計画区域という。)周辺で、下記の希少鳥類の生息が確認されており、それぞれ種の保存法および文化財保護法に指定され、また、レッドリスト(環境省 2012)およびレッドデータブック(北海道2001)に掲載されている。そのことから、一般鳥類のみならず、下記の希少鳥類についても、風力発電施設の建設が与える影響を評価、予測するための調査計画が必要である。</p> <p>&lt;マガン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法 天然記念物指定種</li> <li>・環境省 レッドリスト 準絶滅危惧種</li> <li>・北海道 RDB 希少種</li> </ul> <p>&lt;コハクチョウ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道 RDB 希少種</li> </ul> <p>&lt;オジロワシ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種の保存法 国内希少野生動植物種</li> <li>・文化財保護法 天然記念物指定種</li> <li>・環境省 レッドリスト 絶滅危惧IB類</li> <li>・北海道 RDB 絶滅危惧種</li> </ul> <p>[参考資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法(法律 第214号)</li> <li>・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(法律第75号)</li> <li>・環境省.2006.改訂・日本の絶滅のおそれのある野生動物ーレッドリストー鳥類.東京 <a href="http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=8929&amp;hou_id=7849">http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=8929&amp;hou_id=7849</a></li> <li>・北海道.2001.北海道の希少野生動物 北海道レッドデータブック2001.北海道</li> </ul>	<p>方法書p.191に示したとおり、猛禽類(繁殖期、越冬期)及び渡り鳥(春季、秋季)の調査を計画しています。具体的には、マガン、コハクチョウ等の渡り鳥については、気象や周辺飛来地での渡りについての既存資料による情報を考慮し、秋季(10～11月)は月1回3日間、春季(3～4月)は月1回3日間、4定点で行う予定です。調査時間はいずれも日の出前2時間～日の入後2時間を行う予定です。</p> <p>また、オジロワシ等の希少猛禽類については、繁殖期(4～8月)は月1回3日間、調査時間は早朝～8時間以上、5定点で行う予定です。越冬期(12～2月)は月1回3日間、調査時間は日中の8時間以上、5定点で行う予定です。</p> <p>さらに、これらの種の衝突率計算に必要な飛翔高度、飛翔軌跡の調査を行い、これらの調査により得られたデータを用いて、衝突率の計算を行う計画です。</p> <p>渡り鳥及び希少猛禽類の調査は基本的にこれらの方法で実施しますが、猛禽類及び渡り鳥の出現状況等により、必要に応じて適宜、補正を行ってまいります。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
55	<p>・現地調査(鳥類)について</p> <p>1) 全体的に大まかな鳥類調査の方法を示しているが、調査回数および観察幅を示していないので、それらを明確に記載すべきである。調査期間は「春季、初夏期、夏季、秋季、冬季及び希少猛禽類(繁殖期、越冬期)、渡り鳥(春季、秋季)」と示されているが、計画地における鳥の情報が少ないため、その他の時期も対象としてできるだけ毎月調査するものとし、それを最低でも2年間実施して、鳥類の情報を詳しく把握すべきである。</p>	<p>方法書では、調査期間は鳥類の出現の季節変動等を考慮して季節で示しています。実際の調査にあたっては、年による気候変動も考慮し、鳥類の情報を詳しく把握するために適切と考えられる調査時期を設定する予定です。</p> <p>鳥類調査のうち、ラインセンサス法、定点センサス法、任意調査、空間飛翔調査については春季、初夏期、夏季、秋季、冬季の計5回実施する計画です。また、夜間調査はフクロウ等の繁殖期にあたる春季、初夏期、夏季の計3回実施する計画です。</p> <p>観察幅は、ラインセンサス法は調査ルートの片側25mの範囲、その他の調査項目は、種が判別(目視、鳴き声、双眼鏡等による)できる範囲で出現した鳥類を記録いたします。</p> <p>希少猛禽類は、繁殖期(4~8月)、越冬期(12~2月)、渡り鳥は、秋季(10~11月)、春季(3~4月)に行う予定です。</p> <p>鳥類相については、各手法で記録された鳥類を総合して整理し、より正確な分布状況の把握に努めます。</p> <p>鳥類調査は基本的にこれらの方法で実施しますが、鳥類の出現状況等により、必要に応じて適宜、補正を行ってまいります。</p>
56	<p>2) ラインセンサス法について</p> <p>計画区域周辺には森林、住宅地、農耕地、田圃、草地、農業用水池などの環境が存在する。鳥類の繁殖状況を把握するためには、現存する環境要素をできるだけセンサスコースに含める必要があるが、方法書に記載されている4ルートには住宅地や田圃の一部が含まれていない。そのため、すべての環境要素を網羅できるようにルートの設定を見直すべきである。なお、1年間を通じて、毎月調査を実施し、1つのコースにつき、6回のセンサスを行うことで1回の調査とし、2年間実施すること。</p>	<p>ラインセンサス調査ルートについては、道道527号線に沿って設定したL1にて、畑、水田環境を網羅しています。住宅地については、調査範囲内には、住宅地のルートとして設定できるような広範囲に渡る住宅地は存在しないため、任意調査で住宅地の鳥類は把握する予定です。</p> <p>調査回数については、「自然環境アセスメント技術マニュアル」(財団法人 自然環境研究センター)、「風力発電のための環境影響評価マニュアル(第2版)」(独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)等を参考に、春季、初夏期、夏季、秋季、冬季の5回を計画していますが、各調査回には、各ルートの調査を、時間を変えて2回ずつ行い、記録の漏れがないよう配慮いたします。</p> <p>ラインセンサス調査は基本的にこれらの方法で実施しますが、鳥類の出現状況等により、必要に応じて適宜、補正を行ってまいります。</p>
57	<p>3) 定点センサス法について</p> <p>ルートの設定は上記と同様に見直しを行うこと。1ルートにつき200m間隔で地点を設定して、10分間ポイントセンサスを行う。(例えば、1ルートが2kmの場合、10地点)。確認種数が飽和した時点で1回の調査とすることとし、観察幅を明記しておくこと。なお、調査は2年間実施すること。</p>	<p>定点センサス調査地点については、事業予定地及び周辺の主要な環境を網羅できるように設定しています。</p> <p>調査回数については、「自然環境アセスメント技術マニュアル」(財団法人 自然環境研究センター)、「風力発電のための環境影響評価マニュアル(第2版)」(独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)等を参考に方法書に示したとおり、春季、初夏期、夏季、秋季、冬季の5回を計画していますが、各調査回には、各地点の調査を、時間を変えて2回ずつ行い、観察される種の出現の変動幅を考慮いたします。</p> <p>定点センサス調査は基本的にこれらの方</p>

No.	意見の概要	当社の見解
		<p>法で実施しますが、鳥類の出現状況等により、必要に応じて適宜、補正を行ってまいります。</p>
58	<p>4)任意調査について 調査回数、観察幅が示されていないので、明確に記載すべきである。調査期間は「春季、初夏期、夏季、秋季、冬季及び希少猛禽類(繁殖期、越冬期)、渡り鳥(春季、秋季)」と示しているが、計画地における鳥の情報が少ないため、その他の時期も対象としてできるだけ毎月調査するようにし、それを最低でも2年間実施して、鳥類の情報を詳しく把握すべきである。</p>	<p>任意調査については、「自然環境アセスメント技術マニュアル」(財団法人 自然環境研究センター)、「風力発電のための環境影響評価マニュアル(第2版)」(独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)等を参考に方法書に示したとおり、春季、初夏期、夏季、秋季、冬季の計5回実施する計画です。観察幅は、観察地点及び出現した鳥類により異なるため、種が判別できる範囲で出現した鳥類を記録いたします。</p> <p>鳥類相については、他の手法で記録された鳥類も総合して整理し、より正確な分布状況の把握に努めます。</p> <p>任意調査は基本的にこれらの方法で実施しますが、鳥類の出現状況等により、必要に応じて適宜、補正を行ってまいります。</p>
59	<p>5)希少猛禽類の調査について 繁殖の可能性があると判断した場合において調査すると記されている。一方、これまでにバードストライクの事例があるオジロワシやオオワシが計画地周辺で越冬することを確認している。特にオジロワシはバードストライクの影響を大きく受ける鳥種である。そのため、「猛禽類保護の進め方」(環境省自然保護局野生生物課編、2012年)や環境省の野生生物保護対策検討会オオワシ・オジロワシ保護増殖分科会資料を参考に、2営巣期を含めた2年間はそれぞれの種の生息状況を網羅できる調査を行うべきである。</p>	<p>猛禽類については、「自然環境アセスメント技術マニュアル」(財団法人 自然環境研究センター)、「風力発電のための環境影響評価マニュアル(第2版)」(独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)等を参考に、方法書に示したとおり繁殖期及び越冬期に調査を行う計画です。</p> <p>具体的には、繁殖期(4～8月)は月1回3日間、調査時間は早朝～8時間以上、5定点で行う予定です。越冬期(12～2月)は月1回3日間、調査時間は日中の8時間以上、5定点で行う予定です。</p> <p>これら調査を、オジロワシ・オオワシをはじめ他の希少猛禽類も対象に、2営巣期を含めた期間で調査を実施する予定です。</p> <p>希少猛禽類の調査は基本的にこれらの方法で実施しますが、猛禽類の出現状況等に、必要に応じて適宜、補正を行ってまいります。</p>
60	<p>6)渡り鳥調査について 渡り鳥調査については具体的な時期が示されていないが、春季は3～5月、秋季は8～11月とし、この期間は1週間連続した観察を1回の調査として月2回、または3日間連続した観察を1回の調査として月4回、2年間実施すること。なお、観察幅は対象種に応じて設定する。</p> <p>また、空間飛行調査を行い、出現種、個体数、高度、時刻、行動状況等を記録すべきである。詳しくは当会で出版している「野鳥保護資料集第26集」を参考に、調査の目的や対象種に応じた適切な調査時間、観察幅等を設定する。高度区分は風力発電機の規模に応じて具体的に明示する。飛行高度については、正確に把握するためにレーザー距離計を使用する。</p>	<p>渡り鳥調査については、「自然環境アセスメント技術マニュアル」(財団法人 自然環境研究センター)、「風力発電のための環境影響評価マニュアル(第2版)」(独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)等を参考に、方法書に示した計画としています。</p> <p>渡り鳥は、気象や周辺飛来地での渡り動向を考慮し、秋季(10～11月)は月1回3日間、春季(3～4月)は月1回3日間、4定点で行う予定です。調査時間はいずれも日の出前2時間～日の入後2時間を行う予定です。</p> <p>渡り鳥の調査は基本的にこれらの方法で実施しますが、渡り鳥の出現状況等により、必要に応じて適宜、補正を行ってまいります。</p> <p>また、空間飛行調査については、調査地域及びその周辺の3箇所に調査地点を設定し、飛行する鳥類の種名、個体数、高度、時刻を記録いたします。</p> <p>高度については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」等を</p>

No.	意見の概要	当社の見解
		<p>参考に実際の風力発電機の規模をもとに高度区分(ブレード回転域より下、ブレード回転域、ブレード回転域より上の3区分)を設定し、鳥類の通過状況を記録する予定です。</p>
61	<p>・動物の予測の手法について  分布または生息環境の改変の程度を予測する方法が、方法書には詳細に記載されていない。どのような手法を用いて予測を行うのか、具体的に記載すべきである。その際に引用した文献などについてもあわせて記載する。  また、重要な種及び地域個体群へ影響について、その種類、箇所、程度を具体的に記載する。さらに、環境保全対策についても具体的に明記する。なお、鳥類にとって回避が難しいと考えられる影響が予測される場合、建設を中止することが最善の保全対策であることを明言すべきである。</p>	<p>予測手法は、「自然環境アセスメント技術マニュアル」(財団法人 自然環境研究センター)、「風力発電のための環境影響評価マニュアル(第2版)」(独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)等を参考に以下のとおり行います。  生息環境の改変については、重要な種の生息環境と本事業による改変区域の重ね合わせ、並びに環境保全措置の内容から、影響の程度を予測します。  具体的には、改変区域面積を基に、調査地内の各植生の改変割合を算出します。その値を基に、重要な種の生息環境がどれだけ改変されるかを推定します。合わせて、調査結果に応じて環境保全措置を検討し、その保全措置の効果も踏まえて、影響の程度を予測します。</p>
62	<p>・動物の評価の手法について  鳥類にとって回避が難しいと考えられる影響が予測される場合、建設を中止することが最善の保全対策であることを明言すべきである。</p>	<p>鳥類の重要な渡り等への影響の回避が難しいと予測された場合は、その影響を、極力、低減するために一部の風車の位置を変更する等の次善策を検討してまいります。</p>
63	<p>石狩は大陸からの渡り鳥のルートにもなっている。ここもコハクチョウ、ガンなどの通路ときいている。また、11月初旬にこの地に行った時にオジロワシも確認した。何かの群れも確認した。もちろんカケス、ヒヨドリ、その他の鳥も確認をした。僅か30分程であったが豊かな自然である。きちんとした鳥類の調査、期間、時間、日数などを強く望みます。</p>	<p>方法書に示しましたとおり、一般鳥類、希少猛禽類及び渡り鳥の調査を行う計画です。調査方法については、計画地の鳥類の生息状況を適切に把握できるように「自然環境アセスメント技術マニュアル」(財団法人 自然環境研究センター)、「風力発電のための環境影響評価マニュアル(第2版)」(独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)等を参考として計画いたしました。  鳥類調査のうち、ラインセンサス法、定点センサス法、任意調査、空間飛翔調査については春季、初夏、夏季、秋季、冬季の計5回実施する計画です。また、夜間調査はフクロウ等の繁殖期にあたる春季、初夏、夏季の計3回実施する計画です。  希少猛禽類は、繁殖期(4～8月)、越冬期(12～2月)、渡り鳥は、秋季(10～11月)、春季(3～4月)に行う予定です。  鳥類相については、各手法で記録された鳥類相を総合して整理し、より正確な分布状況の把握に努めます。</p>
64	<p>動物については(特にコウモリ)、夜間の調査をきちんと行って頂きたい。</p>	<p>方法書に示しましたとおり、コウモリ類の調査を計画しています。  コウモリ類については、風車建設予定地点及び周辺の主要な環境を網羅する地点でバットディテクター調査を行い、広域的なコウモリ類の分布状況を把握する計画です。また、夕方から夜間にカスミ網等による捕獲調査を合わせて実施し、コウモリ類の種相の把握に努める計画です。</p>

## 日刊新聞による公告

北海道新聞(平成 26 年 10 月 6 日(月)朝刊 33 面:第1社会面)

## お知らせ

環境影響評価法に基づき、「仮称」八の沢風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

- 一、事業者の名称 株式会社斐太工務店  
代表者 代表取締役 岩佐 昭彦
- 所在地 愛知県名古屋市区九新町三五七番地
- 二、対象事業の名称 (仮称)八の沢風力発電事業  
種類 風力発電所  
規模 総出力二万四千キロワット  
(単機出力三千キロワット級×八基)
- 三、対象事業実施区域 石狩市八幡町
- 四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 石狩市、石狩郡当別町
- 五、縦覧の場所 北海道環境生活部環境局環境推進課、石狩市環境市民部環境保全課、当別町住民環境部環境生活課  
期間 平成二十六年十月六日(月)から十月六日(木)  
(土・日・祝日を除く)  
時間 午前九時から午後五時  
電子縦覧 事業者ホームページ  
(<http://www.hachinosawa.com>)
- 六、意見書の提出 方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、「氏名、住所、方法書の名称、ご意見(日本語)」を明記の上、次の方法で意見書を提出することができます。  
提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、次の事業者宛てに郵送してください。  
株式会社 斐太工務店  
〒四六二-〇〇六二  
愛知県名古屋市区九新町三五七番地
- 七、意見書の提出期限 平成二十六年十月二十日(木)午後五時まで
- 八、説明会の開催を予定する場所及び日時 八幡コミュニティセンター(石狩市八幡二-三三三-一十二)  
平成二十六年十月二十五日(土)午後六時三〇分から  
西当別コミュニティセンター(当別町太美町二二番地七)  
平成二十六年十月二十六日(日)午後六時三〇分から  
(お問い合わせ先)  
株式会社斐太工務店 電話〇五二-一九〇二-一六五一  
株式会社環境管理センター 電話〇四二-一五八六-一六八〇

## 広報誌によるお知らせ

広報いしかり 平成 26 年 10 月号 (19 ページ)

【環境影響評価方法書の縦覧】

日時 10月6日(月)～11月6日(木)  
9時～17時 ※土日祝日を除く

縦覧場所 市役所3階環境保全課(花川北6・1)

【環境影響評価方法書の説明会】

日時 10月25日(土)18時30分～

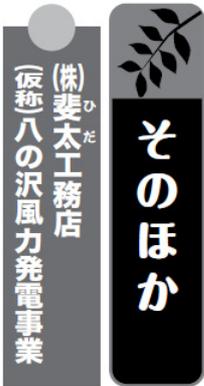
場所 八幡コミセン(八幡2・332)

問合せ (株)斐太工務店

☎ 052・902・6151(代)

(株)環境管理センター

☎ 042・586・6820(代)



【環境影響評価方法書の縦覧】

(仮称)八の沢風力発電事業

(株)斐太工務店

広報とうべつ 平成 26 年 10 月号 (15 ページ)

**(仮称) 八の沢風力発電事業 (石狩市内) に係る縦覧及び説明会**

■環境影響評価方法書の縦覧

▼期間・時間  
10月6日(月)～11月6日(木) 9時～17時  
※土・日・祝日を除く

▼場所 当別町役場住民環境部環境生活課

▼電子縦覧 <http://www.hachinosawa.com>

▼意見書の提出  
方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、11月20日(木)までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、下記の提出先に郵送して下さい。

■説明会

- ・10月25日(土)18時30分～  
八幡コミュニティセンター(石狩市八幡2-332-12)
- ・10月26日(日)18時30分～  
西当別コミュニティセンター(当別町太美町22-7)

▼意見書の提出先・問合せ  
株斐太工務店  
(〒462-0063 愛知県名古屋市北区丸新町357)  
/ ☎ 052-902-6151



## インターネットによるお知らせ

## 事業者ホームページ(1/2)



「(仮称)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の届出及び縦覧のお知らせ

このたび、弊社は、環境影響評価法に基づき「(仮称)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価方法書※」(以下、「方法書」)を作成し、経済産業大臣に届出を行うとともに、北海道知事、石狩市長及び当別町長に送付いたしました。

方法書の内容については、10月6日(月)から、下記のとおり縦覧を行います。

※「方法書」とは…

方法書とは、今後の環境影響評価において、どのような項目について、どのような手法で調査、予測及び評価をしていくのかという計画を示したものです。

方法書の手続きでは、事業者は方法書を縦覧するとともに説明会を開催し、住民など一般の方々には環境保全の見地からの意見を提出することができます。

■事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 : 株式会社 斐太工務店  
 代表者の氏名 : 代表取締役 岩佐 昭彦  
 主たる事務所の所在地 : 愛知県名古屋市北区丸新町357番地

■特定対象事業の名称

(仮称)八の沢風力発電事業

■特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類

風力(陸上)

■特定対象事業により設置される発電所の出力

総出力24,000kW(単機出力3,000kW級の風力発電機3基)

■対象事業実施区域

北海道石狩市八幡町に位置する([「対象事業実施区域の位置図」](#)参照)  
 敷地面積約250ha

■方法書の縦覧の期間・時間

平成26年10月6日(月)から11月6日(木)まで(土・日・祝日を除く)  
 午前9時から午後5時まで

■縦覧場所

- ・北海道環境生活部環境局環境推進課  
(北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁12階))
- ・石狩市環境市民部環境保全課  
(北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所本庁舎3階)
- ・当別町住民環境部環境生活課  
(北海道石狩郡当別町白樺町58番地9 当別町役場本庁舎1階)

## 事業者ホームページ(2/2)

### ■電子縦覧

方法書の内容については、下記からもご覧いただけます。 ※平成26年11月6日(木)まで

「(仮称)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価方法書」

[表紙、目次、第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 第1節 自然的状況](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 第2節 社会的状況](#)

[第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第5章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果](#)

[第6章 配慮書についての意見及びそれに対する事業者の見解](#)

[第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第8章 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容](#)

[第9章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[「\(仮称\)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価方法書 要約書」](#)

### ■説明会

以下のとおり、方法書の内容に係る説明会を開催します。

- ・平成26年10月25日(土)午後6時30分～  
八幡コミュニティセンター(石狩市八幡2-332-12)
- ・平成26年10月26日(日)午後6時30分～  
西当別コミュニティセンター(当別町太美町22番地7)

### ■意見書の提出について

方法書の内容について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、「氏名、住所、方法書の名称、ご意見(日本語)」を明記の上、下記(1)または(2)の方法でご提出ください。

- (1)上記縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函 ※11月20日(木)まで
- (2)弊社宛てに郵送 ※11月20日(木)必着

株式会社斐太工務店

〒462-0063 愛知県名古屋市中区丸新町357番地

※封筒に「意見書在中」と明記してください。

[「意見書フォーマット」](#) ※ダウンロードしてご自由にお使いください。

### ■お問い合わせ先

株式会社斐太工務店 TEL 052-902-6151

株式会社環境管理センター 環境ソリューション部 TEL 042-586-6820

(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

## インターネットによるお知らせ

北海道庁ホームページ

北海道

[? ホームページの使い方](#)
[🗺️ サイトマップ](#)
[文字を大きくするには](#)

 サイト内検索:

ホーム
観光
くらし・医療・福祉
環境・まちづくり
教育・文化
産業・経済
行政・政策・税

[ホーム](#) > [環境生活部](#) > [環境推進課](#) > [環境影響評価に関する告示\(公告\)・縦覧情報](#)

いいね! 
 ツイート

### こちら環境影響評価に関する告示(公告)・縦覧情報

配慮書	告示(公告)・縦覧案件はありません。
方法書	<p>○(仮称)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価方法書</p> <p>「(仮称)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価方法書」及びこれを要約した書類の縦覧が始まりました。詳細は、<a href="#">こちらの事業者HP</a>をご覧ください。</p> <p>また、上記図書は、環境生活部環境局環境推進課(本庁舎12階)に、下記のとおり縦覧場所及び意見書箱を設けております。ご用の方は当課環境影響評価グループまでお越しください。</p> <p><b>★当課環境影響評価グループで閲覧・意見書を投函する場合の注意事項★</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○閲覧期間: 平成26年10月6日～11月6日 午前8時45分～午後5時30分(土日祝日を除く)</li> <li>○意見書箱の設置期間: 平成26年10月6日～11月20日(予定)</li> <li>○場所: 環境生活部環境局環境推進課環境影響評価グループ 本庁舎12階</li> <li>○注意事項: 図書の印刷、複写及び図書への書込み等はできません。</li> </ul>
準備書	告示(公告)・縦覧案件はありません。
評価書	告示(公告)・縦覧案件はありません。

## インターネットによるお知らせ

## 石狩市ホームページ



**石狩市**  
Ishikari City Website

文字の大きさ [拡大](#) [標準](#) [色を変える](#) [白](#) [黒](#) [サイト内検索](#)

[はじめての方へ](#)
[Foreign language](#)
[サイトマップ](#)
[携帯サイト](#)
 全て
  ページ
  PDF

---

ホーム
くらしの情報
しごとの情報
観光情報
市政情報

現在地 [ホーム](#) > [掲載・更新予定がま](#) > [環境保全課](#) > (仮称)八の沢風力発電事業環境影響評価方法書について

## (仮称)八の沢風力発電事業環境影響評価方法書について

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日: 2014年10月4日更新

**環境影響評価方法書の概要**

**日時**

平成26年10月6日(月曜日)～平成26年11月6日(木曜日)

9時～17時

※土、日、祝日を除く

**開催場所**

石狩市役所3階 環境保全課

**意見書の提出**

平成26年11月20日(木曜日)まで

[\(仮称\)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価方法書\(別ウインドウで開く\)](#)

**環境影響評価方法書の説明会**

**日時**

平成26年10月25日(土曜日)

18時30分～

**場所**

八幡コミュニティセンター

**問合せ**

(株)斐木工務店 052-902-6151(代)

(株)環境管理センター 042-586-5820(代)

このページに関するお問い合わせ先

[環境市民部](#) [環境保全課](#)

〒061-3292 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2 Tel:0133-72-3240 Fax:0133-75-2275 [お問い合わせはこちら](#)

## インターネットによるお知らせ

## 当別町ホームページ

当別町ホームページのスクリーンショット。ページのヘッダーには「当別町」のロゴと「暮らしの情報」「町政情報」「しごとの情報」「観光情報」などのメニューがあります。検索バーと「印刷用ページを表示する」ボタンも確認できます。

現在地: ホーム > 分類できます > 暮らしの情報 > 環境・こみ・リサイクル > 環境対策・保安 > 「(仮称)八の沢風力発電事業」に係る環境影響評価書の縦覧及び説明会について

### 「(仮称)八の沢風力発電事業」に係る環境影響評価書の縦覧及び説明会について

ツイート 0 いいね! 0 印刷用ページを表示する 掲載日: 2014年10月3日更新

#### 「(仮称)八の沢風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について

株式会社髭太工務店(名古屋市)が、石狩市に実施予定の「(仮称)八の沢風力発電事業」に係る環境影響評価方法書などに関する事項(お次のとおり)です。

#### 環境影響評価方法書の縦覧について

縦覧は終了しました。

#### 意見書の提出について

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、11月20日(木曜日)までに、下記の方法でご提出ください。

- 当別町役場 環境生活課に備え付けの意見書箱に投函
- 下記宛先に郵送

株式会社髭太工務店  
〒462-0063 愛知県名古屋市長区丸新町357番地  
※封筒に「意見書在中」と明記してください。

#### 説明会について

説明会は終了しました。

#### お問い合わせ先

株式会社髭太工務店 TEL: 052-902-6151(代表)

#### このページに関するお問い合わせ

環境生活課 環境対策係  
〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9  
Tel: 0133-23-2503 Fax: 0133-23-3206 [お問い合わせはこちら](#)

意見書フォーマット

意見書

平成 26 年 月 日

「(仮称)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に係る意見書を次のとおり提出します。

ふりがな  
氏名: \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_

ご意見 (※日本語で記載をお願いします)

(備考)

1. この用紙で記載しきれない場合は、任意の用紙(A4サイズ)を用いてください。
2. 提出期限 平成 26 年 11 月 20 日(木)必着をお願いします。
3. 個人情報保護法に基づき、「環境影響評価法」に基づく手続き以外の目的には使用しません。